

○令和7年3月17日(月)

開議 午前10時00分

散会 午後5時00分

○出席委員(16名)

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員(1名)

予算等審査特別委員会委員長 佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧	学校教育部主幹	工藤秀敏
いじめ防止対策推進部長	石原伸広	学校教育部学務課長	山本厚
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文	学校教育部学務課学校ICT担当課長	成田一郎
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦	学校教育部教職員課長	山下聡司
子育て支援部長	向井泰子	学校教育部教育指導課主幹	田村貴史
子育て支援部こども育成課長	熊谷修	学校教育部学校保健課長	佐瀬英行
子育て支援部おやこ応援課長	川村ひとみ	学校教育部学校保健課主幹	紺野恒義
子育て支援部おやこ応援課主幹	柴田一彦	社会教育部長	佐藤弘康
子ども総合相談センター所長	草野健一	社会教育部次長	登野千夏
教育長	野崎幸宏	土木部長	富岡賢司
学校教育部長	坂本考生	土木部公園みどり課長	星孝幸
学校教育部次長	末木良典	土木部公園みどり課主幹	和田光矢

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、中野委員から、遅れる旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 この段になって申し訳ないんですが、資料を要求したいと思います。

東旭川学校給食センターの調理業務の直営、委託のメリット、デメリットが分かるものをお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま能登谷委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 能登谷委員から御要求がありました東旭川学校給食センター調理業務に係る直営、委託のメリット、デメリットが分かるものにつきましては、委員の質疑前までに提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、前回に引き続き、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願ひます。

○横山委員 おはようございます。

週またぎになってしまいましたけれども、いじめ防止対策推進部、学校教育部の皆さんについては大変お待たせして申し訳なかったなと思いますが、何せ、課題が多いものですから、お時間をいただきたいなということをお願いをします。

まず、いじめ防止対策、いわゆる旭川モデルと称しているものの課題について取り上げたいと思います。

旭川モデルの構造を示す資料が欲しいということで大分前からお願いをされていて、手持ち資料として私もいただいているんですけども、その中で、新規に行う事業、または、拡充をしたいといった事業について、新年度予算に関わって何点か伺っていききたいなと思います。

まず、新規に任用、委嘱するとしているいじめ対策アドバイザー、青少年育成支援員について、それぞれ事業の概要や予算の内容について御説明をいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策アドバイザーにつきましては、小児神経医学や児童青年精神医学の分野を専門とする医師に必要なに応じ、医学的見地からの助言を依頼するものであり、報償費に44万円を計上しております。

青少年育成支援員につきましては、警察官経験者を常勤の会計年度任用職員として、いじめ防止対策推進部に1名配置するものであり、給料及び職員手当等に409万9千円を計上しております。

○横山委員 当然、新規に任用、委嘱するというものですから、その目的、それから、その必要性ですね、これまでのいじめ問題の対応にどのような実態や課題があって、だから、こういう方たちの任用が必要なんだというふうに判断されたと思うんですけども、その点の判断の部分について概要をお示しいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策アドバイザーにつきましては、いじめ問題再調査委員会による再発防止の提言等を踏まえ、医療の専門性を有する人材を活用し、支援体制のさらなる強化を図ることを目的に委嘱するものでございます。

その必要性としましては、これまでの相談支援の対応の中で、いじめを受けた児童生徒が希死念慮を訴えるなど、特に精神的不安が大きい場合におきまして、児童精神科の受診を予約しても受診まで数か月待たなければならないといった状況があり、児童生徒が受診するまでの心のケアの注意点等について専門的知見を踏まえたアドバイスを必要とするケースがあったことに加え、児童生徒の特性がいじめ被害に影響していると思われるケースにおける児童生徒や保護者への対処方針等について専門の医師からアドバイスを受けられるよう体制を整える必要があるものと判断したものでございます。

また、青少年育成支援員につきましては、いじめや非行の未然防止と地域住民に対する周知啓発を図るほか、いじめや非行事案等への対応に係る学校及び警察との連絡調整等の連携強化を図るために任用するものでございます。

その必要性としましては、インターネット上のいじめが増加する中で、特にSNSでの性的画像の拡散等のいじめ事案が発生した場合に学校だけでは取扱いの判断が困難なことも多く、早期解決を図るためには学校と警察との日常的な情報共有や相談、通報等の円滑な連携を図る必要があると判断したものでございます。

○横山委員 ただいまの答弁の中に、知的障害、発達障害等の児童の特性がいじめ被害に影響という言及があったと思うんですけども、それは具体的にどういうことなんでしょうか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 これまでのいじめ事案の相談対応におきましては、児童生徒が周囲のささいな刺激にも敏感に反応してしまう特性を持っており、そうした要因がいじめ被害の訴えや加害行為に関係していると考えられる場合もあり、こうしたケースでは学校でのいじめ対応だけでは早期解決が難しい現状にございます。このため、こうした対応が難しいケースに対しましては、学校でのいじめ対応に加え、児童生徒に対する心のケアや保護者への支援等についても併せて行っていく必要があるものと考えております。

○横山委員 現状としては分かる部分と、ちょっと心配な面があるなというのは後ほど言及したいと思います。

これらの新規のスタッフも含めて、いじめ防止対策推進部の体制や役割についてはどのように変わるのか、または、変わらないのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか、見解を伺いたいと

思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策推進部の体制や役割につきましては、新たに精神科医や警察官経験者といった専門人材の活用による支援体制の強化を図るとともに、いじめ防止・青少年育成サポーターの活用による不登校児童生徒への支援の充実や（仮称）いじめ対策官の配置による学校の体制強化等の取組により、学校内外におけるいじめ防止対策と不登校対策のさらなる強化を図ってまいります。

○横山委員 懸念することとしては、医師をアドバイザーとして迎えるということですが、医療の前段階の事柄をどこまで個別ケースで相談できるのか、ちょっと私は心配なんですよね。細かくやれば医療の判断をしなければいけないから、アドバイザーで済む話ではないんじゃないかなど。現実には学校現場で様々なアプローチをし、保護者経由で医師と連携をするっていうのは現実に私も経験がありましたけども、体制として構えることにどこまで意味があるのかには疑問符がつくかなと思います。

もう一点、警察経験者を支援員にということなんですけども、実際には学校と警察の連携ってケースによってはやっていることでもあるので、むしろ、警察との間の窓口の整備のほうが実効性はあるかなっていうふうに考えます。それに、警察経験者の方って警察ではないんですよね。OBが幅を利かせるみたいな話になるのかなっていうことで、そういうところにもちょっと心配な点があります。

現場は人が足りない、手が回らないということで、恐らく、いろんな方たちに関わってもらうのは一面ではありがたいというか、助かる部分がもちろんあるのは十分に分かっている上で、このことが教育の専門家としての教員の存在っていうものをないがしろにするとは言わないけども、ちょっと薄めてしまうことにつながるんじゃないかなと思うんですよ。つまり、学校の先生方だけではもう無理だから、いろんな人たちの手を借りなきゃならないんだっていうちょっと間違ったメッセージになりかねないかなと思います。

私も学校現場にいたときは、あなたたちは教育の専門家なんだということを様々な形でずっと言われてきましたので、だから、大学の教員養成課程の中でも、心理学や法規に関することとか、様々な学習をやってきたつもりですし、それは現場に入ってからと同じだと思うんですけども、何となくそこが薄まってしまって、ほかの人の力を借りなきゃ駄目なんだっていうことになるんじゃないかなということが心配です。

いじめ問題に教育的アプローチでは限界なんだっていうような言及も一部にはありますけども、果たして本当にそれでいいのかなっていうことには大きな疑問符がつくと私は思っています。それが学校現場になかなか理解をされないんじゃないかなど。じゃ、学校の外で全部をやってくれるのか、いじめ防止対策推進部で全部をやってくれるのかといえば、そうではなく、直接的には学校にも携わってもらわなきゃいけないっていうことで、どっちなんだという思いがあるんだと思うんですよね。その懸念は拭えないということだけは指摘をしておきたいと思います。

それから、旭川モデル推進の中で拡充するとしている教職員の資質、能力の一層の向上という言及もありました。教職員研修を強化していくということを示されているんですが、その概要等についてどういうことを考えていらっしゃるのか、御説明をいただきたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 教職員研修につきましては、再調査報告書における再発防止策の提言を踏

まえまして、教職員のいじめ問題への対応に係る資質、能力の一層の向上を図る必要があることから、内容を強化することとしており、各学校のいじめ対策推進リーダーを対象といたしまして、年に3回に分けて心理士を講師とした児童生徒等への聴取の方法を実践的に学ぶ研修や性的ないじめ事案発生時の適切な対応等についての事例研修を計画的に実施してまいります。

研修の実施に当たりましては、既存のいじめ防止対策研修会や生徒指導研究協議会に組み込むとともに、説明中心となっている講座を事前の動画配信で行うなど、方法を工夫することにより教職員の負担感の軽減を図ってまいります。

また、研修の実施後には、自校の校内研修等の機会におきまして、いじめ対策推進リーダーが講師となって同内容の研修を行うことにより、教職員一人一人の理解の促進と組織的な対応の強化を進めてまいります。

○横山委員 これについても、先ほど指摘しましたように、教育の専門家として現場でやってきたことがどんなふうに評価されているのかが分からないんですよ。

例えば、聴取方法を実践的に学ぶ、心理士を講師としてっていう研修が言及されていましたが、学校現場でこれまでやってきた様々な聴取方法に何か誤りがあったのかとか、瑕疵があったのかという事例があるのであれば、もう一度検証し直さなきゃいけないという必然性も分かるんだけど、それは具体的にどういうことなのか、どういうことが足りないのかっていうことが示されないと実のある研修にはならないんじゃないかなと思うんですよ。取りあえず、何か座学で聞いて役立てばみたいな話でと。それよりも、事例研修みたく、ある学校でこういうケースがあって、こういうところにちょっと問題があったから、だからこういうやり方で聴取してもらわなきゃならないんだっていう具体的なところまでやらないと、多分、あまり意味がないんじゃないかなと思います。そういうことは当然考えていただけていると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、いじめ防止対策推進基金の設置ということも新規の事業で示されていますが、そもそも、この基金を創設する理由や基金の用途等について現段階でどのようなお考えなのか、御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進基金の創設の理由についてでございますが、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組につきましては、令和5年度、6年度の2か年にわたり、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業の採択を受け、取組に当たりましては、こども家庭庁による財政支援、また、専門的助言等の伴走支援を受けて実施しているところでございます。そうした中で、こども家庭庁による支援につきましては令和7年度で終了予定というふうに聞いておりました、令和8年度以降においても持続的な取組として進めていくためには財源の確保を図る必要があるということから、新たな基金を設置しようとするものでございます。

また、基金の用途についてでございますけれども、旭川モデルの取組の着実な推進に加えまして、いじめ等をきっかけとした不登校児童生徒への学習支援、また、体験活動等の個別支援の充実でございますとか、いじめの被害、加害生徒や不登校の児童生徒に対する学校現場での細やかなサポートといった新たなニーズに適切に対応するため、新たな基金を活用してまいりたいと考えております。

○横山委員 今、新たなニーズに適切に対応するために基金を活用したいという言及がありました

けども、もう少し具体的に、どういう手だてを取る見通しなのか、だから、こういうことに対してお金を使いたいんだと考えているのだという部分について御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ等をきっかけとした不登校児童生徒に対する支援につきましては、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定している市内のフリースクールや子どもの居場所を運営する団体、大学のゼミ、サークル等の皆さんと連携しまして、再登校、あるいは、既存の支援につながる事が難しい児童生徒に対しまして、学習等の支援や安心して過ごせる居場所の提供等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、いじめの被害、加害児童生徒や不登校児童生徒に対する学校現場での細やかなサポートにつきましては、市教育委員会において、いじめ対策官の役割を兼ねる校内教育支援センター支援員を中学校2校に配置し、他の教職員と連携しながら、きめ細かな児童生徒の見守りや学習支援、相談支援を行うということでございますけれども、こうした取組の評価、検証を踏まえた学校体制のさらなる強化のためにこの基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

○横山委員 具体的に示していただき、こういうことを考えているということは分かりますが、人を増やすために使われるなら私も一概に批判をするつもりは別になんていいますよ。ただ、そういった教員以外の人材を配置していくことが本当に教員の負担軽減になったり、課題の解決につながるのかどうかはちょっと見えないなと思います。本当は教員がやるべきこととか、やったほうがいいことまで誰かが肩代わりをすることはあまり意味がないんじゃないかなと思うんですよね。

一番子どもに近いところで本当に相談の窓口になれないのであれば、教員が毎日そばにいる必要はないんじゃないか、自分が教員をやっていた時代はそう思っていましたけれども、それがうまくいっていないので、やはり、そういうことが必要なんだということは一定理解できないわけではないです。でも、本当であれば教員を市費で増やすというようなことを市独自でやるみたいなのところに踏み込む必要があるんじゃないかなと思います。

中学校2校に配置する校内教育支援センター支援員を増やしていきたいんだっていう明らかな意思表示はもちろんないんだけど、恐らくそういうことにも使いたいなということを考えているんでしょう。でも、実は、小学校も結構大変だということもいろいろ聞いていますので、後でちょっと触れたいと思いますけども、どこまでこの基金を使って増やせるのか、今後の状況を注視していきたいなと思います。

次に、いじめ防止対策首長連合を創設する目的ですとか、どういう効果を期待しているのか、御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策首長連合につきましては、本市をはじめ、いじめ防止対策の推進に取り組む全国の自治体がいじめ問題の解決に向けて取組の成果を共有し、広く発信するとともに、地域の実情を踏まえ、広域的な連携を図りながら、取組の一層の強化を図ろうとするものでございまして、取組の好事例の情報交換や関係省庁への政策提言、要望活動等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

発足の効果といたしましては、旭川モデルの取組成果を全国に発信し、他の自治体におけるいじめ防止対策の推進に活用いただくとともに、他の自治体の先進事例を本市の対策の推進に取り入れるなど、先進的な事例の情報交換によりまして各自治体の対策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えてございます。

一方で、本市を含む12自治体が採択を受けて実施しているこども家庭庁のこのモデル事業でございますけれども、令和7年度で終了予定でございます、令和8年度以降の事業継続に係る財源の確保につきまして、各市共通の課題となっているということもございますので、国への財政支援の要望等を継続的に行う連合組織を発足して、全国のいじめ防止対策の一層の推進を目指してまいりたいと考えております。

○横山委員 御説明いただいたことは分からないでもないんですけども、いろいろと情報交換をさせていただいた中で、これまでも旭川での成果の発信だとか情報共有については事務レベルでやっているということも伺いましたし、こども家庭庁の事業を受けているわけですから、これをわざわざ設立する必然性がないんですよね。あったほうがいかなぐらいのことにしか聞こえないんですけども、必然性についてはどのようにお考えでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 他の自治体との取組成果の情報共有につきましては、旭川モデルの検討段階におきまして、大阪府寝屋川市、岐阜県岐阜市、滋賀県大津市といった先駆的取組を実施している自治体の例を参考とさせていただいたということがございます。これに加えて、現在、こども家庭庁のモデル事業の採択を受けている本市を含む12自治体におきまして、オンラインではございますけれども、定期的に情報交換を行いまして、これが各種の対策の推進に寄与していると捉えているところでございます。

そうした中で、こども家庭庁のモデル事業が来年度、令和7年度で終了予定ということでございますので、今後も、継続的に、本市のみならず、全国のいじめ防止対策のさらなる推進を図っていくためには、令和8年度以降においてもこうした取組を継続していきたいと考えておまして、こうした考えに賛同する自治体とともに、新たな連合組織の発足を目指してまいりたいと考えております。

○横山委員 まあ、分かるようで分からない、分かってあげたいなという部分もちろんあるんですけども、そもそも旭川モデルっていうものがどこまで効果があるのかが検証されているわけではないです。旭川モデルもはっきりしないから、ちゃんと示せと言ってきた手前もありますので、じゃ、これがどう機能して、どんな効果があったのかっていうことも、何か新しいことをやる上で、検証した上で足りないから新しい事業が必要なんだっていう論立てをしなきゃいけないと思うんです。ですから、どんなに新しい事業を要求したとしても、それに効果があるかどうか分かんなければ、無駄なお金を使うということになりかねないなと私は思います。

それと、もう一つ大きな問題は首長連合で、市長の役割はこれかっていうことなんです。市長はもっと大きな取組をするべきじゃないですか。教育予算のさらなる拡充、教員定数や教育制度の見直し等にもっと声を上げていくということのほうが大きな役割なんじゃないかなと思います。これまで、国の政策で様々な教育予算の削減がずっと続いていきましたので、それに声を上げるのが首長の役割だと思います。

旭川モデルのことだけに限ってこういう動きをするっていうことには大きな問題があるんじゃないかなと私は思いますが、見解を伺います。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組の成果につきましては、これまで、本市の附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会において御意見をいただくなど、検証も行いながら必要な改善を進めるとともに、こども家庭庁からの専門的な助言等も踏まえながら

効果的な取組の推進に努めてきたところでありますけれども、今後とも必要に応じて評価検証等を行いながら取組の充実に資するよう努めてまいります。

また、いじめ防止対策や不登校対策をはじめとした取組のさらなる推進のためには、委員の御指摘のとおり、教育予算や教員定数の拡充も必要でありますので、（仮称）いじめ防止対策首長連合の活動や中核市市長会の子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトにおいて対策の課題等を整理し、関係省庁に対しまして支援策の提言等も行っております。

○横山委員 いろいろ手を尽くしたいんだということを受け止めたとは思いますが、旭川モデルを前面に出すことの是非がもうちょっと問われなきゃいけないんじゃないかなと私は思います。

旭川モデルと称しているもののほとんどは、起きたいじめに対してどう対処するかっていうことが中心となっているような気がするんですよ。それも意味がある必要なことだと思うんですけども、個別の案件の事例を具体的に聞かないと、学校や市教委、それから、いじめ防止対策推進部がそれぞれどう機能してどう対処できたのか、うまくいったのか、やっぱり課題があったのかというのは分からないですよ。10件あれば10件のケースで違うわけですので、そこを明らかにしないで旭川モデルが有効だとはなかなか言えないと思います。だから、学校現場は求められる様々な対応、報告等について、これのどこに意味があるのかと徒労感も感じるんですね。

結果的には、年間数千件のいじめの可能性のある認知件数みたいに報道だけされて、その数字だけが独り歩きして、それが解決したのかしていないのかもあまりよく分からない。例えば、9割以上は学校現場の対応で解決しているということなので、じゃ、9割は報告が要らないって話になるんじゃないかと、今後はそういうふうになっていくことに期待したいと思っておりますけども、残りの1割弱にどう具体的に対応していくのかをしっかりと検討するべきだと思います。

今、学校ではささいなことも子どもから聞き取りをします。3か月がたって、どうなりましたかってしつこく聞き取られるというふうに感じている子どもや保護者もいるそうです。もう3か月がたっていて忘れていたってということも根掘り葉掘り聞かれることに何か意味があるのかなと思いますし、その点はどうなのかなということを感じています。

一方で、これも何度かいろんな場面で私は言及してきたと思っておりますけども、いじめはそもそも何で生じているのかとか、いじめを生まない学校や学級はどうやってつくったらいのかというようなことがあまり議論にならない。対策がないわけではなく、例えば、道徳教育とか、心の教育とか、人権教育をやればなくせるっていう設定をしているようですが、その設定に誤りがあると私はずっと思っています。いじめは悪いこととか、いじめは許さないって言えば言うほど、いじめの加害をしてしまう子どもたちが置き去りにされるんですよ。他人とうまくやれない子どもを結局は否定しているだけになる。子どもがなぜそういうことをしてしまうのかっていうことに寄り添わないと、結果的にはそういうこともなくせない。実は、学校はそういうことに寄り添ってこれまで様々に対処してきたはずなんですよ。9割がそうやってきたんだと思います。

よくいじめ撲滅とかっていうスローガンを掲げて、生徒会とかがいじめ撲滅集会を私がいた学校でもやっていたんですけども、子どもたちはさめて見ているんですよ。取りあえず、いじめは許しませんとか、私は認めませんみたいなことを言うんですけども、そういうことがルーチンになってしまっているんです。取りあえず、大人の求めることに応えればいいっていうふうになっていて、

でも、その一方で、現実はそのではないってことを子どもたちは実は感じているんですね。だから、それを何度繰り返してもあまり意味がないと私は思っています。

認知の範囲を広げれば広げるほど数字は減りませんし、さっきも言ったように、数千件をゼロにするっていう目標設定にもほとんど意味がないと思っています。

結果、今の学校現場は、私もずっと感じていましたが、今の子どもたちは他人と関わることに非常に臆病になっています。何かミスればいじめだって言われるから子どもと関われなくなるんですね。

大人の皆さんも時々感じませんか。何かを言えばハラスメントって言われちゃうから言えないみたいな、上司と部下の関係みたいなことでよく言及されますけど、似たようなことがやっぱり起きていて、実は学校では先行して起きていたと思います。関わりを拒否するというのも子どもたちの中で出てきています。一面は分かっても、でも、学校の中で学ぶということから逃げてしまうことを私は学校現場にいた人間としてはあまり認めたくないと思っています。

こういうことを実は私一人がずっと思っていたように思っていたんですけども、2020年まで東京の麹町中学校で校長をされていた工藤勇一さんという方がいて、マスコミとかで大分有名になったんですけども、担任の廃止とか、宿題、定期テストの廃止とかをやって随分と象徴的に取り上げられた方が幾つかの著作を出しているんですね。最近読んだ著作を今日持ってきました。まだ全部を読んでいないので、お貸しできませんが、皆さんも買ってください。この中でいじめ問題の言及を随分していらっしゃるんですよ。

ちょっと気になる言葉を幾つか拾いますと、いじめ問題に大人が介入することが問題だと言っているんです。現場で校長をやっていた方です。この方は行政にもいらっしゃったので、教育委員会の立場でもそういうことを感じていらっしゃったそうです。

いじめの定義の拡大が認知件数を増大させて、かえって解決を遠ざけている、学校は民主主義を学ぶ場で、自分の問題を自分で解決するということを目指す場だということもおっしゃっています。これはほっておくという意味じゃないですよ。対立を止めるためにどうするかと、自分の考えを通すか、妥協をするかということ子どもと一緒に考えると。それから、嫌いな人がいても構わない、その人との付き合い方を学ぶと。思いやりの心を持ってみんな仲よくってよく言うけど、そんなのは現実的には無理なんだっていうことから始めようということなんですよ。

私が学級担任をやっていたときに子どもたちに伝えてきたのは、みんなで仲よくってというのは現実的には無理でしょうっていう話なんですよ。ただ、そうであっても、その人たちと関わって何か行動を起こしていかなきゃならないことが必ずあるので、そのときに、ただ団結だとか、一枚岩でとかと言ってもあまり意味がないと、自分たちでやれることは何なのかっていうことを探っていく場なんだと思っていました。また、学級というのは矛盾とか対立とか葛藤が満ちた場だというふうにも私はずっと言ってきました。

皆さんも自分の子ども時代を思い出したら分かると思います。何かうまくいかないこととか、思うようにならないことがたくさんあったと思うんですね。それを大人がどんどんどんどん解決してしまうことで子どもたちの解決能力を奪っているんじゃないかなと思います。

本当に私たちが学校現場でやらなきゃいけなかったことは、その対立とか矛盾をどう乗り越えていくのかということ子どもと一緒に実験的に学んでいくってということなんじゃないかなと私は思

います。そのために学級や学校があるということを広く多くの市民と共有していかなければならないんじゃないかと。ややもすれば、日本の学校は、ゆとり教育とか呼ばれた一時期を除いて、常に学力向上一辺倒でした。今もそうだと思います。だから、民主主義を学ぶとか、問題をどう解決するかっていうことがおろそかになってきたんじゃないかなと思います。

いじめ問題の解決は、いじめ問題だけに取り組んでいだけでは変わらないと私は思っていますので、今の学力至上主義だとか、いわゆる学校の適正規模みたいな話は、いまだに40人学級で、学校現場は切磋琢磨が大好きですよね。それから、高校選抜です。99%高校に行くのに何で選抜試験をしなきゃいけないのかと。こんな国はなかなか珍しいんですけども、そういった教育の在り方を根本的に見直す議論を、当然、国レベルですべきだと思うんですけど、地域ごと、自治体単位でもやっていかなきゃならないんじゃないかなと私は思います。

市民と議論をするという場をつくっていかなくならないんじゃないかなということを指摘して、旭川モデルに関わる様々な取組については推移を見守っていきたいと思いますし、しっかり検証もしていきたい、今後もやっていきたいと思っていますので、それを踏まえて御理解をいただきたいなと思います。

それでは、次のテーマは、直接の予算計上をされている話ではないんですけども、先ほどの学校現場がいじめ対応に様々な追われているという中での課題から生まれた質問です。

これも何度か取り上げてきたことではあるんですけども、いじめ問題の対応に追われることで働き方改革の推進にブレーキがかかっているんじゃないかということです。

可能性のあるものも含めた、細かく広範ないじめ認知をしろと求められていますが、当然、学校現場では一人一人に丁寧な聞き取りをやって、分析して、組織体を持ってやっています。ですが、勤務時間のほとんどは子どもの指導に当てているんですよね。じゃ、聞き取りはどこでやるのと。

私は昔、よく中学校では授業中に子どもを抜き出して聞き取りとかをやっていました、緊急対応とかってことは。でも、多分、それは小学校ではほとんど無理だと思います。小学校には副担任がほとんどいないので、学級担任でそれを対応しなきゃいけない。さらには、いじめ認知をした情報を全部集約する役割も多くの学校で学級担任が担っているということを結構聞いています。だから、その人は、自分の学級のこともやって、ほかの学級のことも全部対応して、窓口になって、管理職からは木曜の午後ぐらいにそろそろまとめてねって言われるそうです。自分の学級の聞き取りも終わっていないのにみたいなことで、いらいらしているときに会えると、その愚痴を1時間ぐらい聞かされるということもありました。横山先生、聞いてくださいってよく言われるんですよね。結局、時間外にわたる勤務が当然という言い方はちょっとあれですけども、余儀なくされているという実態があるんですよね。

その一方で、働き方改革推進プランだということで、残業時間を減らせということが学校現場に求められるんですけども、この状況で前に進むことがあるのかなということを常々考えていますが、そういう実態を教育委員会としてはどう押さえて、どうしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 時間外等の勤務時間についてでございますが、これまで旭川市立小中学校働き方改革推進プランに基づき、小学校及び教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら様々な取組を進めたことにより、在校等時間については年々下回っており、今年度も若干下回る見

込みでございます。

一方で、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、教員の業務が多忙化、多様化、複雑化しておりまして、同時にきめ細やかな対応も求められ、教職員の負担が増加している場面もあるかと受け止めております。

そのため、引き続き、教職員の負担軽減が可能な業務の見直し、簡素化が十分行われるよう、働き方改革の取組を推進してまいります。

○横山委員 推進プランが一定機能しているという答弁ですけども、これ以上はもう減らないですよということなんですよ。現場では、管理職から早く帰れ、早く帰れと言われます。市役所でも今日はノー残業デーですよと言われてますよね。学校はそこまではやっていないと思いますけども、とにかく早く帰りましょうみたいな話になったとき、仕事が全部終わってれば帰りますけど、結局、終わっていないのに帰れと言われるとどうなるかといったら、結局は持ち帰るか、土日に出てくるしかないですよ。これまでもそこはちゃんと調べると言ってきましたけども、数字がなかなか明らかにされないんで、時間外が本当に減っているんだか、減っていないんだか分からないっていうことを常々指摘してきたと思います。

私はもはや現行の推進プランの実効性はほとんどないんじゃないかと。様々な課題があるということとは市教委も認識しているようですから、これを踏まえた推進プランを、推進プランがいいのかどうか私には分かりませんが、働き方だけを解決しても駄目なんじゃないかなと思うんですよ。構造的なことに手をつけなければいけないような気もするんですけども、その早急な見直しをするべきだということをお勧めして、この件については、毎年、毎回やっているんで、ただ、らちが明かないよということだけはお伝えをしておきたいと思います。

次に、先ほどの旭川モデルの中にもありましたが、知的障害、発達障害等、子どもの特性がということで言及された特別支援教育といったらいいのか、インクルーシブ教育といったらいいのか、その部分について取り上げたいと思います。

私は、今年1月、東京大学の大学院にバリアフリー教育開発研究センターというのがありまして、その研究者の方たちと情報交換と意見交流をしてきました。それから、現在、日本の中で教育行政としては唯一かなと思うんですけども、フルインクルーシブ教育の実現を掲げている神奈川県海老名市の視察に行ってきました。

お話を伺えば、もちろん、様々な課題だとかが多いんですよ。特に、神奈川県では、皆さんの御記憶にもあると思いますが、2016年にやまゆり園事件がありました。多数の入所障害者がその元職員に殺害されたという事件がありました。

県としてこれをどう乗り越えていくのかということでも県も動いていたし、それに触発されたわけではないと思うんですけども、海老名市がこれからはフルインクルーシブをやりたいということで、教育長自らが宣伝マンになって、いろんなところに講演なり説得なりを今、続けているということです。具体的なことはまだまだということでしたけど。そのベースになるものは、東大のバリアフリー教育開発研究センター等が様々整備をしているんですけども、実際にどうやったら学校がインクルーシブになるのか、地域社会がそうなるのかということのマニュアルではないですけど、プランづくりを東大大学院はやっています。ですから、日本全国とは言いませんけども、いろんな自治体でそういうことが今、動き始めていて、旭川でもとても貴重な実践が過去に市内の中学校で行わ

れていました。重い障害があっても普通学級で学ぶことに大きな意味がある、意義があるということを経験してきたこのまちでいわゆるフルインクルーシブがなかなか進まないのはなぜかということについては何度か取り上げてきたつもりです。

予算に関わっては特別支援教育推進費が計上されていますので、まず、この事業の概要と新年度予算の内訳等を御説明いただきたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その一人一人のニーズを把握し、適切な支援を行う特別支援教育の推進を図るもので、特別支援学級等の担任による児童生徒への指導及び学級経営全般の運営の補助を行う特別支援教育補助指導員の配置等を行っております。

令和7年度は、令和6年度と同数の100人の補助指導員の配置を予定しており、そのうち、看護職の資格を持つ補助指導員につきましては前年度より2人増の18人を予定しております、予算額は2億7千181万2千円を計上しております。

○横山委員 この支援員の配置はずっと学校の要望に全部応えられるのか、応えているのか、そうはなかなかないという現状も過去の例では示していただいたと思いますが、参考までに海老名市の同じような事業について内容を聞いてきました。

海老名市はあまり人口がいなく、十何万人ぐらいなので、小中学校が19校しかないんですよ。名称はちょっと違うんですけども、介助員という人が74人、それから、医療ケアができる看護師資格を持っている方が11人、補助指導員という方が21人ということで、恐らく、この補助指導員が旭川の特別支援教育の補助指導員に近いのかなと思います。介助員とどういうふうに分けているのか、詳しくは聞いてこなかったんですけども、市費で賄っているのが19校の学校で既に100人を超えているんですよ。医療ケアには国のお金も入っていますからあれですけども、随分と手厚くやっていますねと言ったら、そこは力を入れていますということをおっしゃっていました。

それで、実はもう一つ、海老名市や東大で私が相談してきたことがありました。それは、特に小学校1年生の就学先決定の段階での課題です。

旭川で就学相談を受けて、いろいろと相談した中で、結果的に保護者が望まない就学先になってしまったと、それに対して保護者は不承諾をしているという問題があるということで具体的に御相談を受けたことがありますし、これまでも市教委といろいろと情報交換もしてきたんですけども、実際に不承諾となったケースが過去にどれぐらいあるのか、市教委が押さえている中で件数等を示していただけますでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 就学先の決定につきまして、就学相談を申し込んだ次年度小学校入学予定者のうち、市教委が通知した就学先の判断に対し、承諾しないと回答した不承諾の件数でございます。

過去5年間の件数といたしましては、令和元年度は申込み件数294件のうち不承諾件数4件、令和2年度は申込み件数301件のうち不承諾件数10件、令和3年度は申込み件数263件のうち不承諾件数10件、令和4年度は申込み件数263件のうち不承諾件数5件、令和5年度は申込み件数259件のうち不承諾件数8件となっており、これらの方々はいずれも希望された学びの場に就学しております。

○横山委員 5年間で37件ということで、子どもの数から見たらそれほど多いとは思わないです

けども、ただ、相談を受けたうちで考えれば結構な数になっているんじゃないかなと思います。

この件数を聞く前に、海老名市でもこのことを聞いてみたんですね。実際には海老名市ではこういう不承諾のケースってありますかって言ったら、げげんな顔をされて、いや、そういうことは聞いたことがないと言われました。保護者との間で様々なやり取りはもちろんあるんだと思うんですけども、結果的に不承諾というケースはないということです。

東大でもこういう事例はどうなんでしょうか、どういうふうに評価したらいいんでしょうかと伺ったんですけども、これは市教委の権限ということの解釈の違いなんじゃないかというふうにおっしゃっていました。就学先の決定は市教委の権限と確かに法的にはされているんですけども、それはあくまで最終的に決定を出すのは市教委だけども、保護者の意向を無視してやっていいということではないと考えるべきだというのが東大の研究者の方のお話でした。

これは実際に不承諾を選択した保護者の方から伺った話なんですけども、親としては、多少のハンデがあったとしても、普通学級で学ぶことに可能性を見だしているっていうか、それほど大きな支障はないと思っていたのです。そのお子さんは病気を持っている方なだけども、日常生活にはほとんど問題がないんですね。医療ケアも必要がないから、ちょっと心配な行動があったときに見てほしいっていう程度の話が、支援学級措置が必要だみたいな判断をされたということで、非常に心外だというお話をされていたんですね。様々なやり取りもしたんですけども、結果的には支援学級の措置をされたということでした。

親としては、結局、行政の指定に逆らってしまったっていうことで、もやもや感を抱えているんですね。お上に盾突いたという言い方はちょっと時代錯誤だと思いますけども、そういう要素が残っていて、せっかくの子ども小1のスタートが非常にもやもやした中で、不幸な形にならざるを得なかったっていうことで親としては悔やんでいるんですね。そんなふうスタートさせるってのは子どもにとってもよくないと思うんですね。

その方が心配していたのは、この情報が学校に伝わったときに、この子の親は市教委の決定に逆らった親だっていうふうに伝わることでした。要するに、クレーマーだとかモンスターペアレントだみたいなふう伝わっていているんじゃないかっていうことをとても心配されていたんですね。そういうことじゃなかったということが分かったようなんですけども、やっぱり、最初の就学決定のどこの問題っていうのは大きな課題なんじゃないかなと思います。

それと、その方のケースでもあったんですけども、これは私としてはあり得ないケースだと思いますが、今、支援学級に6年生が1人在籍していて、その子が卒業すると支援学級措置がなくなって、教員が1人減っちゃうから、学級を維持するために新しく入ってくる子どもを支援学級として措置したというような例というのはあるでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 本市では、発達障害や知的障害、肢体不自由などの特別な教育的ニーズのある児童に対し、通常の学級も含め、特別支援学級や通級指導教室など、多様な学びの場において、一人一人の実態に応じた指導や支援を行っております。

児童生徒の教育的ニーズに合致しない学びの場の決定を市教委が行うことはございません。

○横山委員 当然、そのはずなんですよ。ただ、結果だけを見ると、あれっていうことが、多々はないですが、散見されることがあります。

これは学校現場でよく話題になる話ですよ。来年、支援学級の子がいなくなって教員が1人減

るよね、1人減るとつらいよねっていう話になって、残ってくれば良いみたいな、そういうモードになっていくっていうのは現場にいると分かる話かなと思います。そのことで新1年生を1人支援学級に措置するっていうのはあり得ない話だとは思いますが。ただ、そういうふうを受け止められるような実態がゼロではないということは受け止めておいていただきたいなと思います。

フルインクルーシブっていう言葉遣いがそもそもおかしいとろんなところで言われました。インクルーシブっていうのは、そもそも垣根がない、分けない、包摂するということなので、これにフルをつけなきゃいけないということは、日本のインクルーシブは包摂されていないんだということになる、分けることが前提だとなるのです。市教委の皆さんも文科省もそれぞれのニーズに応じた場を提供していると、様々な場を提供しているとおっしゃっていますし、文科省も国際機関へそう説明しているんですけども、そんなことを言っているのは日本ぐらいだということで、国際的には非常に非難をされている現状だと思います。

そもそも、インクルーシブの考え方は、個々のニーズに応えるために、その子に何か提供することではないんだということですよ。そういう要素もありますけども、むしろ、その子どもも包摂するために環境を変えようということなのですが、それが日本で重視されていないんじゃないかな。障害特性があっても、その子が例えば普通学級で学べるように環境を整えると。本来的には、40人学級を20人学級にしてでも、その子に目が届いたり、支援が入ったりすることで学びを保障していこうってならなきゃいけないものが、結局、日本はできていないと。予算等が大きな壁になっているのは分かりますけども。

もう一つは、先ほども言いましたけども、学校は対立や葛藤を乗り越えるために学ぶ場だと。つまり、様々な特性がある子どもが、いろんな個性のある子どもがいっぱいいるけども、その子たちとどうやって共に生きていくかを学ばせる場でなきゃ駄目だということです。だから、分けて教育をしたら、それができないわけですよ。いるから一緒に考えられるのです。市内の中学校で実際に実践されて、そういう成果を残した例もありますから、そこから私たちが学ばなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、今、いわゆる学習スタンダードというものの弊害が学校現場で様々指摘されています。いろいろあるのですが、端的に言うと、ちゃんと座ってなきゃ駄目って言われちゃうと。それで、じっと座ってられない子は結局普通学級から排除されていくのです。あなたはここで学んでも駄目だから、よそへ行きなさいみたいなふうにせざるを得ない学校現場だということですよ。

だから、この学習スタンダードの弊害を何とか解消しなければ、障害特性を持つ子どもは結果的には置いてけぼりにされていくんじゃないかな。これも様々な形で指摘をされていますので、もし市教委として学習スタンダードを広めようとしているのであれば、そこはちょっと大きな問題だと思っています。このことについても日本の教育の在り方だとかを根本から考えていく必要があると思います。短期的に何とかなる話ではないというのは十分理解もしながらも、方向性は行政も共有していかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、引き続き議論をさせていただきたいなと思います。

続きまして、話題を替えますが、学校ICT環境整備費のことです。

現在の子どもたちの1人1台端末ですね。機種更新の時期を迎えてiPadから変更するということについては中村みなこ委員の質疑でも明らかになりました。理由等についても言及があったん

ですが、繰り返しになってしまいますけども、機種変更の判断について御説明をいただきたいと思っています。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 今回の端末更新に当たりましては、国から示されたOS選択の考えに基づき、有識者や教職員を交えたプロジェクトチームで検討を行い、北海道の共同調達会議が実施した入札結果も踏まえ、授業での使いやすさ、学習ツールとの親和性のよさ、全国の小中学校の使用率の高さなどの評価に加え、価格も含めて総合的に判断、決定したものであります。

○横山委員 使いやすさというのはよその自治体での使いやすさなので、旭川の先生方の使いやすさを評価したわけじゃないですよね。様々な好みがあるので、いろんな意見があるのは分かるんですけども、結果的に価格のことが大きかったんじゃないかなというふうに推測しています。また、それだけでこうだと言えない市教委の立場も分かりますが、このことで起きる様々な混乱はやっぱり想定をしておかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それで、次期端末更新に伴って、現在のiPadは予備機が十分でないというように現場からは言われています。ただ、それほど多くの修繕要求はなかったのも、何とか回してこられたけどもということは現場から随分と伺ったんですが、クロームブックは非常に耐久性が悪いということなのです。普通のノートパソコンなので、何か物を挟んでぱたんって閉じたら画面がぱりんと割れるそうです。iPadはガラスなので、そう簡単には割れません。それを見込んでいるんだろうかと現場では非常に心配をされていましたが、現在、次期の端末に関わって、予備機の整備の考え方や修繕費の確保等について、どのような見通しを持っていらっしゃいますでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 現在使用しているiPadの導入時においては、国には予備機の考え方はなかったところではありますが、今回は、端末の故障時にすぐ対応できるよう、必要数を整備することの方針が示されていることから、本市においては、他都市の状況やこれまでの端末の故障の状況を踏まえ、予備機の数を見児童生徒数の約3%としたものであります。

端末の修繕につきましては、更新後、運用を開始してからの状況によりますが、予備機を有効に活用しながら、子どもたちの学習が止まることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○横山委員 3%が妥当な数字なのかどうかというのはやってみなきゃ分からないんですけども、100人に3台なので、学級に1台ぐらいの感じかなと思います。1人が壊しても大丈夫だけど、2人が同時に壊したら1台足りなくなるので、大丈夫かなとやっぱり心配ですよ。

結果的に学習が止まらざるを得ないか、1台なくても何とか工夫を学校ではするでしょうけども、それを前提としている機種整備とか修繕費だというのはちょっと問題があるかなということ是指摘しておきます。

タブレット端末の問題って市教委にはどれだけの情報が入ってきているのかは分かりませんが、私もそれほど多くの事例を聞いているわけではないです。専ら、今、いわゆるデジタル教育に関する課題を拾い上げている様々な教育関係者とかジャーナリストが、現場というよりは、子どもたちや保護者からいろんなことを聞き取って著作を出している方が何人かいらっしゃって、その何冊かを私も読ませていただいたんですけども、結局、国が想定しているような使われ方が本当にできているんだろうか、むしろ、違うことが今、起きているんじゃないかっていうことを指摘されている

方がほとんどです。

具体的に言うと、えっ思われるかもしれませんが、中学校では学級に40人がいますから、机を並べると、ずっと後ろのほうの子が端末で何をやっているかは教壇から見えないわけです。見えるソフトもありますけども、子どもたちの中には、先生が前のほうにいれば、ゲーム画面を出してゲームをやっている、先生が近づいてくると、さっと画面を切り替えて授業をやっているようなふりをしている。それは教員側も薄々分かっているけども、現場を押さえられないのですよ。うまい子はそういう証拠を残さないようにやることができるらしいです。様々なフィルタリングも全部解除して、学校では見られないものも見ているというような例もあるそうです、旭川がってことじゃないですよ。

先ほどの何を見ているか分からないっていう例は旭川の先生から相談されたことです。結局は、見て見ぬふりをするか、やめなさいって言って全部をやめさせるかしかないのです。そういうことに苦労している学校現場の状況がどれだけ受け止められているのかと。例えば、市教委が調査して、学校で不適切な使用例がありますかといっても調べられないので、上がってこないんですよ。きちんと使われていますっていう報告書しか上がらないから、何の問題もないになってしまうのです。そういう現実と調査把握のギャップがとても大きな問題になっているような気がするんですよ。

この状況をやっぱり大きな教育現場の問題ということで捉えなきゃいけないんじゃないかと。デジタル教育、ICT教育が夢のようなものではないんだということの現実を様々指摘している人がいて、既にヨーロッパではデジタル教育一辺倒から退却をしています。これは大分前からですね。日本で1人1台端末をやり始める前からもうずっと言われ続けてきたことを日本は周回遅れでやろうとしているのです。ここの部分をもう一度立ち止まってしっかりと考えなきゃいけないんじゃないかと私は思いますが、見解を伺いたいと思います。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 タブレット端末については、フィルタリングやアクセス制限の設定、情報モラル教育を進めながら適切な活用を図っているところではありますが、本来の学習目的とは異なる動画サイトの閲覧をしているという状況もあることから、引き続き、児童生徒の情報リテラシーを含む情報活用能力の育成に取り組むとともに、必要に応じて対策を講じながら児童生徒が学びに集中できる環境を整えてまいります。

○横山委員 目的とは違うサイトの閲覧をしている状況もあることは市教委も認識しているんだということなんだと思いますけども、それを情報モラル教育や情報リテラシーを含む活用能力の育成に取り組むみたいなことだけで解決できるのかっていうことを指摘しているのです、これについては私も現場の声を拾いながら対応をまた求めていきたいなと思います。

もう一つ、タブレット端末をめぐっては持ち帰りの課題です。持ち帰りがオーケーっていう話が、下に行けば行くほど、持ち帰りを進めるっていう話になってくるんですよ。学校としては、大して持ち帰りをしなくてもいいと思っけていても、上から言われているしみたいなことで、持ち帰りを積極的にさせるっていうことになっていくと思います。大した宿題でもないものでもタブレットを使ってやる宿題を出さざるを得ないだとか、予習としてこの番組を見ておきたいな話もあるんだそうです。ところが、それが家庭に戻ってくるとどうなるかということ、子どもがずっとユーチューブ番組を見ているっていうことになるのです。親にしたら、それは本当に宿題なのか、もしかしたら違う番組を見ているのか、判断ができないんですよ。だって、親にわざわざユーチューブのこ

の番組を宿題として出しましたという連絡を一々してられないですから。そうしたら、子どもがずっとユーチューブを見ていると。いつまでユーチューブを見ているのと言ったら、だって宿題なんだもんって子どもが言い通せば、ずっと見ていられるということです。

何か風呂に持って行って、水没をさせたっていう話もあったらしいです。あり得ない話ですけど、子どもはあり得ないことをやるので、だから子どもなんですよ。

結局、保護者に管理の丸投げをしているんですよ。実は、私は宿題をあまり出さない教員だったので。自分が見えないところのものをやらせて、管理できないものは求めてもしょうがないと思ってたんですけども、タブレットで宿題を出せば、それを保護者に管理してくださいって言うのと同じ意味を持つということですよ。それを保護者ができますかっていう話ですよ。できないんですよ。小学生ぐらいならできるかなと思いますけども、できないですよ。中学生は絶対無理だと思いますね。だって、親に隠れて自分の部屋で何かやったら分からないんで、入ってくるなみたいなことやったら分からないんでね。めっちゃ怒られている親もいるという話も聞かえてきました。

私は、この機種変更を機に、再度、タブレットの扱い方をどうしていったらいいのかっていうことをもう一度しっかり議論しなきゃいけないと思っています。特に、持ち帰りについて、学校が管理できないものを家庭に求めるっていうことはやっぱり大きな問題なんじゃないかなと。その部分については、ちょっと立ち止まって見直す議論が必要ではないかなと思いますが、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○末木学校教育部次長 タブレット端末につきましては、持ち帰りも含めまして、使用自体が目的ではなく、学習の狙いを達成するために必要な手段として効果的に活用することが大切であると認識しております。

例えば、タブレット端末の持ち帰りについては、リーディングDXスクール事業の指定校の実践としまして、家庭学習において動画教材を視聴することなどにより事前に知識を得たことで、授業場面において教科書からの情報収集が苦手な児童がスムーズに行うことができ学習意欲が高まったことなどが報告されるなど、様々な学校において工夫された実践も進められております。今後も、学校訪問や教職員研修等を通じまして、実践の紹介等を行うことにより、持ち帰りも含めまして、タブレット端末の効果的な活用について教職員の理解の深化を図ってまいりたいと考えております。

○横山委員 使用自体が目的ではないということは導入当初からずっと言われていることなので、それはいいんです。ただ、現実的にはそうならないってということと、研究指定であるあるの話ですけども、結果的に求める成果を出さないと指定した意味がないから、いい成果報告しかできないことになっていっているんじゃないかなと思います。予定調和の話になってしまって、本当の課題が浮かび上がってこないということが懸念されますので、先ほど言ったように、もう一度持ち帰りがそもそも本当に必要なのかという議論をするべきだということを指摘して、この件については終わりたいと思います。

それでは次に、部活動指導員配置促進費と、部活動の地域移行という言葉は文科省が使わなくなり、地域展開と今言っていますけども、この部分について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、新年度の部活動指導員配置促進費の内容を伺いたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 部活動指導員配置促進費の予算額につきましては、指導員の報酬と

して766万1千円、同じく通勤費用として23万2千円、合計で789万3千円となっております。

なお、事業費のうち、指導員の報酬については国、道の補助対象となっており、国、道、市がそれぞれ3分の1ずつ負担することとなっております。

○横山委員 新年度の配置数は拡充されるのでしょうか。

○田村学校教育一部教育指導課主幹 部活動指導員は、各競技等に関する専門的知識や技術を有し、単独で部活動指導や大会引率等を行うことができるため、教員の部活動の指導時間の削減につながるなどの効果があるものと考えており、令和7年度の配置は、令和6年度から3名増員し、24名に拡充することとしております。

○横山委員 ちょっとずつですけども、24名ぐらいまでになったのですね。ただ、増やしていくときに、結局、指導員をどうやって見つけるかっていうことです。以前、市教委に伺ったときには、結局、学校で見つかった人を市教委で確認し、やってもらっているんだってという話だったんです。結局、学校で探さないといけないという話だったんですけども、それでは人は増えないだろうなっていうことを随分心配していたんです。

現状はどうなっているのか、人材の発掘みたいなことで市教委の支援等はあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○田村学校教育一部教育指導課主幹 部活動指導員については、実施要綱において、部活動指導の経験がある者、指導員としての適格性があると校長が認める者等の要件を定めており、その要件を満たす人材の確保が課題となっております。そのため、教育委員会では、これまで各校において部活動顧問の指導の補助者としてボランティアで活動していた外部指導者に、学校のニーズに応じて単独で部活動指導等を行うことのできる部活動指導員への任用の働きかけを進めております。

また、将来の部活動指導員への任用も視野に入れ、まずは、外部指導者として活動できる人材の確保に向け、道教委の人材リストを活用し、面談等を通して、市教委独自の人材リストを今年度から新たに作成し、年度途中においても更新しており、今後も適宜更新し、学校に提供してまいります。

○横山委員 人材リストの作成に取り組んでいるということで伺いましたので、学校任せでないという状況は分かりました。

ところで、部活動の地域移行、地域展開がどんなふうになっているんだろうかと現場の中学校の教員から随分聞かれることがあります。情報が行っていないのかなとは思いますが、市として今取り組んでいるモデル実施の状況ですとか、今後の具体的な移行、展開の見通し等についてはどうになっているのか、現状をお聞かせください。

○末木学校教育一部次長 部活動の地域移行に向けましては、国のガイドラインなどを踏まえまして、旭川市中学校長会や各競技団体等との協議、検討を行い、観光スポーツ部が中心となって道の委託事業の取組を進めてきたところです。

今年度の道の委託事業の取組では、市内3中学校をモデル校として指定し、11月から競技団体等の指導者を部活動に派遣する取組を実施しております。

次年度についても、道の委託事業として学校の部活動と連携した取組を進めることとしておりまして、その詳細については、旭川市中学校長会とも協議して決定してまいります。

本市の地域移行の在り方等については、今後も、道の委託事業の取組の成果、課題等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、部活動の指導員の配置は、部活動の地域移行にもつながるものと認識しておりますことから、次年度以降も国や道の補助事業を活用しながら指導員配置に向けた取組を進め、学校を支援してまいりたいと考えております。

○横山委員 課題がたくさんあるので、一気にこれが進むということは現実的にはあり得ないなどというふうに見ていますが、市内3校でサッカー部の合同チームを編成している方から伺った話なんですけど、地域移行はもう待ってられないので、自分たちの負担を少しでも減らすため、顧問が各学校に2名ずついて、6名いるので、交代制で練習を見ていくということで何とか負担を減らす試みをやっているんだという話を伺いました。

サッカーではそういうことを割といろんなところでやっているという話も聞いているんですけども、全ての種目、競技団体が同じようにできるとは思いません。やれるところからっていうか、現実的に取り組めることをどうやって前に動かすかっていうこともやっぱり必要なんだと思いますので、その部分についても現場の知恵も借りながら取り組むべきかなと。いつかは学校から私は放すことが大事かなとは思っていますが、今は過渡期の状況だと思います。心配されているのは文化系で、特に吹奏楽部みたいな部活動で、これは難しいだろうなと思っています。

それから、この間も話題になっていました部活動に関わっての保護者負担の問題です。PTAという話もありましたけど、部活動後援会をつくっている学校が多いと思います。こういったところはどうなっていくのかっていうこともやっぱり議論されなきゃいけないんですけども、十分な情報が伝わっていないんじゃないかなと思いますので、また今後の推移を見せていただきたいと思います。

それでは次に、学校給食関係について伺いたいと思います。

東旭川学校給食センターの民間委託の話については、これも中村みなこ委員が指摘をしてきましたけれど、私からは栄養教諭の配置のことで取り立てて伺いたいと思います。

業務委託がされることになったという前提で、現在、センターに配置されている栄養教諭の配置ってというのは変わっていくのかどうか、現状、どんなふうを考えているのか、お聞かせください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 栄養教諭の人数は、道教委の定数配置基準において、給食センターのような共同調理場の場合、児童生徒数が1千800人以下では1人、1千801人以上6千人以下では2人配置とされております。

給食センターでの供給数は、現状で約3千900食、最大でも4千500食で、現在2人配置となっておりますが、この人数は直営、委託による違いはないものであります。

○横山委員 委託化によって人数は変わらないということでした。多分、学校の所属でも配置されていると思うんですけども、調理員が委託されることで栄養教諭の業務自体に変化は起きないのか、負担が軽くなったり重くなったり、そういう変化はあるのか、それについても御説明ください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 栄養教諭は、献立の作成や食材の発注、調理時の指導や味の確認等を担っており、業務委託後も変更は予定しておりません。

他都市の状況を見ましても、委託によって栄養教諭の負担が増えているという実態はないようでありまして、契約時の仕様において、調理時における受託事業者の役割をしっかりと明記して

いくなど、栄養教諭の負担が重くならないよう留意してまいります。

○横山委員 センターがそういうふうになっていくとなると、今度は学校の調理場はどうなっているのかということも心配されているようですが、それも委託をしていくというような考えがあるのかどうなのか、現状のお考えをお聞かせください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今後についてでございますが、まずは、給食センターの委託に係る契約業務を適切に行うなど、安定的に実施してまいりたいと考えておりまして、併せて委託化の効果等についても確認をしてまいります。

その後において、将来的な児童生徒数、各調理場の供給能力や耐用年数、あるいは、地域バランスなどを踏まえながら、学校給食提供の在り方を検討する必要があると考えてございます。

○横山委員 委託によって何がよくなるのかというのが私の頭ではちょっと理解できないところがあります。今までさえ足りない調理員に今よりも好条件で集められるような経営体があるのかどうか、そんな業者がいるのかなと思いますし、何か逆行するような気もするんですけど、そこは十分検証もされることだと思いますので。

ただ、学校調理場をもし解消していく、または、センターを増やしていくみたいな話になっていくのであれば、それは様々、安全性の危惧があります。大規模化すれば、やっぱり安全性が損なわれるということはいろんな自治体の調理場で仕事をされている方が一様に口にされていることです。起きないのが当たり前なので、起きてしまっってはってというような話にならないよう、ぜひしっかり考えていただきたいと思います。

給食の民間委託の是非については私も言及したいことがいろいろとあるんですけども、恐らく能登谷委員に細かく深くやっていただけたらと思います。足りない部分はまた別な機会に聞かせていただこうと思います。

次に、むし歯予防対策費についてです。

毎年、決算審査特別委員会、予算等審査特別委員会ですごく聞いていますが、新年度の予算額と事業概要を簡単にお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度のむし歯予防対策費につきましては、フッ化物洗口用薬剤や洗口に関わる消耗品の購入及び事業周知のためのリーフレット印刷代など、144万円を計上しているところでございます。

○横山委員 事前の情報で、今年度は実施率が随分低下しており、7割ぐらいということです。学校で凸凹があると思いますから、もっと低い実施率のところもあるんだと思います。

現実にはコロナが5類になりましたけども、インフルエンザも含めて、様々な感染症の流行も止まっていないんですね。そのたびに事業実施を見送っているといったことを聞いています。だから、学校はそういうことの対応で非常に苦労している現状があると思います。もう7割、6割の子どもしかやっていないものを学校でやることに意味があるのかなということもずっと言ってきた話です。本来の学校というのは全ての子どもが取り組むことに対して業務を発生させているんだと思います。そろそろ医療へちゃんと移管するっていうか、渡していくということに切り替えていく必要があると思います。

本来的に学校が担うべきではない、本当に虫歯予防に効果があるんだったら、医療行為に限りなく近いわけなので、いや、医療ではありませんっていう言い訳が通じることが私には理解ができません。

いですが、そろそろそういう時期なのではないかなと思います、見解を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 フッ化物洗口は、道条例や市議会決議を踏まえ、各学校において学校保健計画に位置づけており、これまで学校保健活動の一環として実施してきております。

フッ化物洗口の実施に当たりましては、保護者への理解促進が重要でありますことから、引き続き、効果や安全性、学校で実施を行うメリットについてパンフレット等を通じて周知し、児童生徒の虫歯予防対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○横山委員 安全性、効果、メリット、そうじゃない危険性、デメリット等が十分周知されていないんじゃないかなと思います。

ミラノールを使っているということなので、医薬品ですから、当然、デメリットが周知されなければいけません。これもこれまでずっと指摘してきたことです。そして、今、社会問題になっていますが、有機フッ素化合物、PFASの水質汚染が随分問題になっています。あれは有機なので、ミラノールは無機フッ素化合物だから違うんだと。ホームページとかを見ると、そういうふうに言及されている方がいっぱいいるんですけども、毒性の強いフッ素元素が含まれているということについては変わらないので、無機だから安全で有機だから危険というのはどうも理解ができません。ですから、市民や保護者の方もそれを懸念されていると思いますので、改めての丁寧な説明、医薬品についての情報提供もしっかりするべきだということは指摘しておきたいと思います。

残りが僅かになってまいりましたので、最後に教育費に関わる保護者負担軽減のことについて取り上げたいと思います。

これも1年、2年ぐらいの間でずっと問題にしてきたことです。

旭川の保護者負担軽減が他の自治体から比べても非常に乏しいんじゃないかということも随分指摘しました。スキー授業を例に取り上げてきましたが、昨年、スキー授業に関する学校に対する調査が行われていました。その概要、結果について、これまでも御説明いただいたことがあるんですけども、改めて調査で分かったことを簡単にお示ししたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 スキー授業に係る保護者負担につきましては、昨年5月に引き続き、9月にも市立の全小中学校を対象に、過去5年間におけるスキー授業の回数及び時間、バスの借上料等を調査いたしました。

その結果についてですが、バス借上料につきましては、1台当たりの平均金額は、小学校では、令和5年度の約5万7千円から令和6年度の見込みで約8万1千円に、中学校では、令和元年度の約5万4千円から令和6年度の見込みで約8万3千円にそれぞれ上昇しております。

また、1校当たりのスキー授業時間の推移につきましては、小学校では、令和元年度の44.8時間が令和6年度の見込みでは41.8時間に、中学校では、令和元年度の16.3時間が令和6年度の見込みでは15.8時間にそれぞれ減少しております。

また、スキー授業の時間や時数を減少させていると回答した学校が12校あったほか、移動距離やリフト代の負担軽減のため、スキー場を変更したと回答した学校が24校、ピストン輸送を実施していると回答した学校が14校、それぞれあったところでございます。

○横山委員 現場の教職員と会うたびにこのことが随分話題になります。

いや、こんなに念入りに調査をしたんだから、きっと市教委は何かしてくれるんでしょうねって多くの方が言われていました。

それも期待されていたとは思いますが、この結果の受け止めと市教委の具体的な対応についてお考えをお示してください。

○山本学校教育部学務課長 学習指導要領では、自然との関わりの深い活動は地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するとされており、積雪寒冷地である本市においては、スキー授業を積極的に進めてきたところです。

しかし、スキー授業に係る保護者の負担は増加しており、その軽減に向け、これまで各学校において様々な工夫を行ってきたところでございますが、厳しい状況は増しておりますことから、より負担のかからない手法等について引き続き検討してまいります。

○横山委員 軽減について工夫してきたけども、本当に工夫してきましたかということです。現実的に、学校ではバス代を保護者に負担させられないからということで、全面的にやめている学校も中学校なんかではあるということを知りましたし、2回を1回にすると、去年、今年で判断したって話も随分聞きました。もう無理はできないということです。

先ほどバス1台で8万円って話がありましたけども、バス代ってというのは、結局、1台を借りて、40人みんなが乗れたら1人頭2千円ぐらいになりますけども、現実には子どもたちを保護者が行かせていないってこともあるようなんですよね。そうすると、行った子どもの保護者は行っていない子どものバス代まで負担しなきゃいけないっていう現実が分かってきちゃったんですよ。何でそんなことしなきゃいけないのって分かったら、じゃ、うちの子も行かせませんっていう選択をする親がいても不思議ではないんですよ。だから、せめてこの部分については公費負担、部分的でもということを考えていただきたいと再三求めてきたわけですけども、残念ながら、その措置は新年度の予算ではないようです。

なぜそれができないのか、する必要がないと思っていらっしゃるのか、これは、市教委というより、予算に責任ある立場の副市長の答弁をぜひお願いをしたいと思います。

○中村副市長 スキー授業の保護者負担につきましては、これまでも何度かこの分科会等で質疑をされているということで、年々重くなっているという部分は十分認識しているところであります。

ただ、教育委員会でも今回調査をしたという部分のところ、あるいは、先ほどの答弁でもありましたけれども、より負担のかからない手法等について検討していくというような部分がありました。限られた財源の中でどういう部分に予算を配分していくのかというような難しいところがあります。スキー授業の在り方についてもより負担のかからない手法を検討していくというような部分がありますので、負担の在り方も併せて適切に今後判断していきたいと考えております。

○横山委員 残念ながら、こちらが期待をしている答弁は伺えなかったんですけども、いわゆる教育予算、特に保護者負担の軽減については、旭川が十分でないということを再三指摘してきたつもりです。同様に、教職員も様々な形で私的に負担しているところがあるということもこれまでも言ってきました。今日はそれについては取り上げませんが、やっぱり旭川教育予算が教職員や保護者の負担に甘えてきたんではないかということもこれまで御指摘をしたと思います。給食の公会計化しかり、ワックスがけを清掃業者に任せないことしかり、学校敷地の除雪を教職員の負担でやっていることしかり、教材費や教材を保護者に持ってきてくださいってことしかり、アルミホイルの芯を持ってきてくださいと今日言われてもしようがないみたいな話とか。それから、校内旅費が足りない、だから、仕事で家庭訪問に自家用車で行っても当然、ガソリン代も出ない。みんな

な自腹です。部活動の後援会の会計も機能はしていると思いますが、残念ながら、教職員が部活動に関わる分の経費はほとんど持ってもらっていないと思います。

これらを一気に解決しろということまで言っていないんですけども、こういう問題を皆さんで共有しませんかということはずっと言い続けていきたいですし、保護者負担の軽減策がないことは旭川で子育てをすることに對するブレーキになると思います。

これも毎回言っていますけども、周辺のまちが手厚い子育て支援策をやっているの、それを一番よく知っているのは教職員なんですよね。異動で周辺から旭川に入ってきた人たちがよく分かっていて、いや、旭川には住めないわというふうに言うんです。だから、結婚し、子育てで家を建てる人は、東川だ、東神楽だ、鷹栖だってなるのです。そこから通えるし、何の問題もないし、子どもにお金がかからないからと、その方たちはお子さんを2人、3人っていうふうに、私の印象ですけども。そういったことで大きな差が生まれているんじゃないかなと思います。

今日は給食費の無償化について言及しませんでしたけども、無償化もやらないし、スキー授業の支援もしない。じゃ、旭川市は何をしているんだっていうふうに言われたときに、子育てをしている若者に説明がつかないんですよ。悪いですけど、旭川では子育てしないほうがいいよって言っちゃいたくなるような状況ですよ。

給食費の無償化に10億円かかると言いますが、10億円の可処分所得が保護者と地域に残るんですよ。貯金をされるわけじゃなくて、お金の使い道がほかに増えるということだから、当然、経済効果があるはずなのに、そこに投資できない旭川って何なのかなと思います。この規模の自治体でこれができたら物すごい大きなインパクトがあると思います。これこそ子育ての旭川モデルと自慢してもいいかなと思います。

それから、スキー場については、議会で過去にいろんな議論があったようですけども、アルペンスキーをやるべきだと市教委に対して求めるようなこととか、市教委が学校に求めるようなことはもうやってはいけないと思います。やるのであれば、しっかりした財政的な支援をやってから、そういう条件を整備した上で取り組んでいただきたいと思います。各学校の判断、保護者の意見をしっかり受け止めて、学校の判断に任すべきだと思いますので、この部分についても指摘をしておきたいと思いますし、引き続き、保護者負担の部分については様々な形で指摘、追及をしていきたいと思いますので、ぜひ前向きな検討をこれからも続けていただきたいということをお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○石川まさゆき副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○沼崎委員 どうぞよろしく願いいたします。

時間も限られておりますので、早速、質疑に入らせていただきます。

まずは、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の産後ケア事業費について伺います。

産後ケア事業は、国庫補助事業として各市町村の判断でかつて行われていましたが、全国で実施したほうがよいということで、2019年11月の議員立法で改正がされた母子保健法で法律上、位置づけられ、市町村の努力義務となっております。旭川市においても大変多くの方に喜ばれている事業だと思えます。

まずは、その事業概要についてお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業は、母子保健法第17条に基づき、産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう助産師等の看護職が中心となって支援を行う事業であり、市内の産科医療機関及び助産所への委託により実施しております。

これまで、本市では、産後1年未満の母子を対象に、宿泊によるケアを行う宿泊型、宿泊は行わないまでも5時間以上の滞在時間内でケアを行う日帰り型、利用者の居宅にてケアを行う訪問型を実施しており、1回の出産につき、合算して7日以内利用することが可能となっております。

また、令和7年度からは、対象を流産、死産等でお子さんを亡くした方にも拡大し、身体的、精神的なケアを実施してまいります。

○沼崎委員 令和7年度からは、対象を流産、死産でお子さんを亡くした方にも拡大ということでした。

予算等審査特別委員会の際に配られている資料にも妊産婦等グリーフケア事業というこれまでになかった記載が新たに加わっております。これはもともと、母子保健法で言うところの出産には流産及び死産の場合も含まれているということで、法律上は産後ケアの対象だったにもかかわらず、なかなか各自治体の理解が進んでいなかったということで、令和3年5月31日付の厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知、あるいは、産後ケア事業ガイドライン等で周知が図られていたわけですが、来年度から旭川市でも実施することになりまして、市民のための施策がより一層充実するのだなと受け止めております。

そこで、伺います。

令和7年度のこれに関する具体的な取組内容をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業では、流産、死産等でお子様を亡くした方に対しては、精神的負担を感じないように、助産師が利用者の自宅を訪問し、精神的、身体的ケアを実施してまいります。

事業の開始は9月頃を予定しておりまして、それまでの間に事業の受託予定者に対する講習の実施や医療機関等の関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の整備を図ってまいります。

○沼崎委員 9月頃の事業開始をめどにもろもろ整備していくという御答弁もございました。また、事前に教えていただいた際もまだ詳細なところは決まっていないということでしたが、当事者に寄り添った制度が構築されるようお願いいたします。

本年2月、超党派の地方議員で構成される子どもの事故予防地方議員連盟という集まりで大阪府東大阪市を訪れて、お子さんを亡くされた方々のグリーフケアに2014年から取り組んでいて、東大阪市の訪問型グリーフケア事業も受託しているNPO法人ピッコラ・ファミリアというところでお話を伺ってきました。そこでも最初は個別にお話を伺うわけですが、同じ悲しみを抱えた当事者同士がお互いの経験を語り合う場をつくることで自分だけだという孤独感を乗り越えるこ

とができたとか、誰にも話せなかったし、話しても分かってもらえないと思っていたが、同じ経験を持つ方と横のつながりができて心が楽になったとかというお声が多々あると伺ってまいりました。そうした取組についても将来的には検討してはどうかと思います。ただし、そういう場に宗教であるとか、スピリチュアル系の話を持ち込んで団体に勧誘したり、物を売ったりするような人が入ってこないように細心の注意を払っているというお話も聞きましたので、申し添えておきます。

それから、各種行政手続における配慮についても、おやおこ応援課だけではなく、市役所の部局横断的に進めていっていただけたらと思います。

東大阪市で伺ったお話では、例えば、出産後すぐに赤ちゃんの状態が悪くなってNICUに入ると、そして数日で亡くなってしまったというケースで、赤ちゃんのお母さんは入院していますけど、お父さんが市役所に行って各種手続をしなくちゃいけないというケースで、まずは出生届を出さなければいけないと。さらに、NICUでの治療費も払わないといけないので、保険証と医療証をつくらなくてはいけないので、その窓口にも行くと、それで死亡届も出すと。心がつらい中で一日に全部をやるわけですが、行く窓口、行く窓口で毎回おめでとうございますと言われるのが本当につらかったというようなお声もありました。

また、妊娠12週以降は火葬が必要ですが、小さな子どもは遺骨も残らない場合があるっていうのを聞いていなかった、なおかつ、位牌ももらえず、何らかの弔いをしたかったけれども、そういった遺骨や位牌が手に入らなかったのが残念で仕方ないというお声もありました。これは、子育て支援部だけじゃなくて、市民生活部などにも関わってくる案件かとは思いますが、ぜひ部局横断的な取組で進めていっていただきますようお願いいたします。

この項目の最後に、グリーフケアに関する市の考えをお聞かせください。

○川村子育て支援部おやおこ応援課長 グリーフケアと言われる大切な人を亡くされるという喪失の悲嘆や悲しみへのケアにつきましては、妊産婦に限らず、支援を求める方に対して、これまでも保健師等の専門職が様々な場面で支援してまいりました。

産後ケア事業では、流産、死産を経験した1年以内の方を対象としておりますが、支援を求める時期やタイミングは人によって異なり、死別による精神的な影響に焦点を当てるだけではなく、家族関係や生活への影響といった2次的な影響にも注意を払い、支援する必要があると考えております。

我が国では、流産、死産の経験は人に話すようなことではないとの雰囲気がいまだ根強く、核家族化が進む現代においてはより社会的孤立を招く可能性が示唆されております。

まずは、妊娠届出の際に、全ての妊婦に当該事業を含めた各種相談窓口等の周知を行うとともに、必要な方が適切な支援を受けることができるよう、支援者のスキル向上や地域の医療機関等と連携体制の構築を図ってまいります。

○沼崎委員 充実した取組になることを期待しております。

産後ケアについては以上ですが、副委員長、切りがいいので、一旦ここで中断とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○石川まさゆき副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

○石川まさゆき副委員長 再開いたします。

午前の分科会で能登谷委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○石川まさゆき副委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○沼崎委員 では、午前中に引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、同じく 3 款 2 項 1 目の児童虐待予防・早期発見推進費と児童虐待防止対策費について伺います。

まず、児童虐待予防・早期発見推進費について、事業の概要と予算の内訳をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本事業は、児童虐待の発生予防と早期発見等に資するため、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要であると認められる特定妊婦に対し、保健指導やサービスの調整などを行う事業でございまして、事業費は、会計年度任用職員の保健師 2 名分の人件費及び公用車借上料などの物件費等で 8 2 3 万 4 千円を計上しております。

○沼崎委員 今お答えいただいた特定妊婦については具体的にどういった方々なのか、そして、旭川市ではそういった方が増えているのかどうかなど、お聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本市では、妊婦と面談を行う際に妊婦の心身の状況、家庭環境や社会経済的背景など、多角的なリスクアセスメントを行っております。

具体的には、若年妊娠や予期しない妊娠、経済的困窮や虐待、DV、子育てにまつわるサポートの不足などが予測される場合、日本語が理解できない外国人など、様々な事由を考慮して特定妊婦と位置づけ、支援を行っております。

特定妊婦の数は、令和 4 年度が 3 9 人、令和 5 年度が 3 6 人と、おおむね変わりませんが、支援回数は延べで令和 4 年度は 2 1 9 回、令和 5 年度は 2 4 8 回と、1 人当たりの支援回数が増加しており、抱える問題が多岐にわたり、複雑になっていると実感しております。

○沼崎委員 続きまして、特定妊婦の方に対する支援の内容についても具体的にお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 特定妊婦とされる方の背景には、不安定な就労等により収入基盤が安定していない、家族構成が複雑でサポート体制が希薄、知的・精神的障害等で養育困難が予測されるなどがございます。

そのような方に対する支援といたしましては、一例ではありますが、安全な出産や子どもが健康に生まれるよう食生活などの生活習慣に関する保健指導を行ったり、生活が困窮している場合には生活保護や諸手当の申請窓口への同伴、後見人と協力した金銭管理の支援の実施、保険証や保育所入所の申請書類、時には婚姻届の記載の援助、出産後の育児に向けておむつ替えや授乳、沐浴などの技術的指導を行うなど、関係機関と連携を図りながらその方の抱える問題に応じたきめ細やかな支援を行っております。

○沼崎委員 様々な事例ごとにきめ細かな対応がされて成果につながっているということと理解いたしました。

続きまして、児童虐待防止対策費について、事業概要と内訳をお聞かせください。

○草野子ども総合相談センター所長 児童虐待防止対策費は、地域が一体となって児童虐待防止に取り組むことができるよう、旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針を踏まえまして、市民講演会の開催や出前講座の実施、関係機関とのオンライン会議の開催や庁内職員向けの研修、それから、子どもホットラインの周知などを行う事業であります。

令和7年度の予算といたしましては37万5千円を計上し、その内訳は、市民講演会の開催に係る費用が6万2千円、子どもホットラインカードの配布に係る費用として19万9千円、会議のオンライン環境整備に係る費用として11万4千円となっております。

○沼崎委員 続けて伺います。

旭川市における児童虐待の現状はどのようになっていますでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 北海道旭川児童相談所によりますと、市内の令和4年度の児童虐待相談処理件数は545件と、前年度の409件から100件以上増えている状況にあります。

また、子ども総合相談センターにおきましては、令和5年度の児童虐待に関する相談実件数が128件でありまして、前年度からは30件の減少となっておりますが、相談延べ件数でいきますと79件増の762件となっております。

相談実件数について、虐待の種類別の内訳で申し上げますと、多いほうから順に、心理的虐待が48件、ネグレクトが40件、身体的虐待が39件、性的虐待が1件となっております。

全体の相談対応件数はおおむね横ばいで推移しておりますが、1件当たりの相談対応回数が増えており、保護者の方が複数の課題や困り事を抱えて相談内容が複雑化している傾向が見受けられます。こうしたことから児童虐待への対応の必要性というものは依然として高いものと認識しております。

○沼崎委員 現状について理解できました。

児童虐待については、相談しやすい環境を整備すれば把握できる件数が増えるということもあると思いますので、相談件数自体が増えるのが悪いかというと、決してそういうわけでもないとは思いますが、対応される現場の職員の方々としては、内容の複雑化ということもあって、大変御多忙だと思います。改めてその御尽力に敬意を表したいと思います。

この項目の最後に、児童虐待はもちろんあってはならないことで、対策の充実が求められますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○草野子ども総合相談センター所長 児童虐待は、虐待を受けた子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、子どもの権利を損なうものとして、発生時における迅速かつ的確な対応はもとより、未然防止に向けた着実な取組が求められるものと認識しております。

こうした認識の下、まず、発生時の対応については、児童相談所とも連携を図りながら子どもの安全確保を優先するというのと、子育てへの不安や困り事を抱えた保護者に寄り添い、再び虐待をしまわれないような継続的な相談支援に引き続き取り組んでまいります。

また、児童虐待の未然防止に関しましては、虐待を引き起こすリスクについて、妊娠期から乳幼

児期、そして、学齢期にわたって切れ目なくして早期に把握できることが重要でありまして、こども家庭センターを中心とした母子保健部門と児童福祉部門との一体的な運用に努めるとともに、市民講演会の開催や出前講座の実施などによる児童虐待に関する啓発、意識醸成を図ることにより、様々なチャンネルで子どもを見守ることの重要性について発信してまいります。

○沼崎委員 どうもありがとうございます。

児童相談所は北海道の施設になりますけど、そことの連携、あとは、母子保健と児童福祉の一体的な運用をすることを目的としてこども家庭センターが設置されたわけですがけれども、しっかりと進めていくというふうに力強くおっしゃっていただきました。

令和7年度予算は暮らしの安心と未来への投資両立予算と銘打たれておりますが、やはり、未来を担う子どもたちが安心して暮らせることが未来への一番の投資でもあると思いますので、今後の取組に期待をしております。

この項目は以上です。

次に、同じく3款2項1目の病児保育事業費についてお伺いいたします。

まず、その事業概要と予算額についてお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 病児保育事業につきましては、児童が病気やけがをした際に仕事等の保護者の事情により家庭で保育できない場合に一時的にその児童の保育や看護を行うことにより保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、既存の病児保育施設1か所、病後児保育施設1か所に加え、令和7年3月末で閉所となる新旭川保育所の代替として新たに病後児保育を行う施設1か所、合計3か所の運営に係る予算として3千103万9千円を、また、病児保育ネット予約サービスあずかるこちゃんの運用に係る費用として118万8千円の合わせて3千222万7千円を計上しているところでございます。

○沼崎委員 今御説明の中にあつたあずかるこちゃんについてもお伺いします。

今までは電話で病児保育が空いているかどうか、その日の朝に確認しなければならなかったところ、予約状況や空き状況がスマホやLINEで確認できるということで大変利便性が向上したというふうなお話を聞いております。あずかるこちゃんを運営している株式会社グッドバトンの代表で産婦人科医の園田正樹先生とは前職で一緒にお仕事させていただいたこともあったので、旭川でも好評ですとこの間にメールを送ったところ、大変喜んでいらっしゃいました。

そこで、1問伺います。

あずかるこちゃん導入によって旭川市の病児・病後児保育事業がどのように変わったのか、また、利用登録者が増えたかどうか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 本システムは、病児・病後児保育の利用者がスムーズに予約を行い、保育施設側も効率的に受入れを管理できるよう開発された予約管理システムであり、主な機能といたしましては、保護者がスマートフォンやパソコンから空き状況を確認し、オンラインでの予約やキャンセル手続を行うことができる仕組みとなっております。これにより、従来の利用者及び保育施設側の電話連絡による負担の軽減や利用者のキャンセル忘れの防止など、業務の効率化や利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

導入後の利用者登録の状況につきましては、導入前の令和6年2月現在と令和7年2月現在の比較で申し上げますと、病児保育で275人が309人に、34人の増、病後児保育では300人が

364人に、64人の増となっており、いずれも増加しているところでございます。

○沼崎委員 利便性が向上して利用登録者が増えたということでした。

現在、旭川市の病児・病後児保育の定員は1施設当たり1日3人となっております。これは人口規模が同程度の自治体と比較しても少ないんじゃないかということで、定員拡大を検討してはどうかと令和5年第2回定例会の一般質問でお伺いしたところ、現状、需要状況が逼迫しているとは言えない、ただし、利用登録者数が子どもの人口と比較すると少ないのは事実なので、事業の周知に努めるとともに、利用登録者数の状況を見つつ検討するという御答弁をいただいております。

今般、あずかるこちゃん導入によって利用登録者が増えて、今後も増加が想定されると思えますけれども、定員の拡充についてはいかがお考えでしょうか。

○熊谷子育て支援部子ども育成課長 病児保育ネット予約サービスあずかるこちゃんの導入により、電話予約のみのときと比較して登録者数は増加しているところではありますが、1施設3人の定員に対する1日当たりの平均利用人数は、令和7年2月現在で申し上げますと、病児保育で1.2人、病後児保育で0.3人と、いずれも充足していますことから、現時点では利用定員を拡充することは考えていないところであります。

今後につきましては、利用状況や保護者ニーズの動向を注視しながら、定員拡充の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○沼崎委員 利用状況は特に逼迫してはいないということで、取りあえず大丈夫なんだなということで安心いたしました。とはいえ、風邪がはやっている時期など、季節的に需要が増加することもあると思いますので、今後もニーズを確認しつつ、必要に応じた検討をお願いいたします。

ちなみに、あずかるこちゃんは今やっている病児保育バージョンのほかに産後ケアバージョンも現在試験運用中で、近く本格運用も始めるそうなので、ぜひ御検討ください。

この項目は以上で終わらせていただきます。

続きまして、4款1項1目私の未来プロジェクト事業について伺います。

包括的性教育との関連でも大変重要な事業と思いますが、まずはその事業概要と予算の内容をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクト事業は、小中学校及び高等学校に助産師等の専門職が向き、命の貴さや親になることの社会的責任の理解に加え、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、自身の健康管理を促すプレコンセプションケアを軸とした講義を実施しております。

令和7年度の予算は348万5千円を計上しており、全額委託料となっております。

○沼崎委員 大変重要な取組だと思いますので、より一層広まればいいかなと思います。

この点、昨年の分科会で利用状況を伺った際、これから実施する学校があるので、増加する見込みであると伺っておりましたが、令和6年度の実施件数はいかがでしたでしょうか。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 令和6年度の講義につきましては、令和7年3月6日で終了いたしました。

令和6年度の実施数は、小学校29校、中学校7校、高等学校4校の計40校であり、令和5年度の38校より増加しております。

○沼崎委員 増加した背景には担当部局の皆様の御尽力もあったことと思います。

事業の活用が増えた背景についてぜひ教えてください。

○川村子育て支援部おやか応援課長 私の未来プロジェクト事業の活用が増えている要因についてでございますが、実施を希望する学校と事前に児童生徒の現状や配慮を要する内容や要望について話し合いを行い、各学校の学習計画に即した内容で講義を実施しております。

生命の誕生に直に立ち会う助産師の発する言葉からリアリティーや家族の思いを感じ取り、受講した生徒たちは、望まれて生まれてきた存在であることの実感や自己肯定感を高めているということを受業や講義後のアンケートからも確認することができ、実施した学校における本事業に対する高評価がほかの学校へ広がることで活用の増加につながっているものと考えております。

○沼崎委員 ありがとうございます。

この項目の最後に、令和7年度はどのような点に力を入れて取り組んでいく予定なのか、お聞かせください。

○川村子育て支援部おやか応援課長 私の未来プロジェクトはプレコンセプションケアを軸として行っている講義です。

プレコンセプションケアについてですが、令和7年度につきましては、発達段階に応じた達成目標を見直しまして、包括的性教育の要素も組み込んだ講義内容に再編し、将来にわたって健康な心身をつくり、より質の高い生活を送ることができるよう、日々の生活や健康と向き合う必要性を啓発してまいります。

この取組を広く普及することにより、予期せぬ妊娠及び児童虐待、性暴力の抑制、そして、性感感染症や生活習慣病の予防など、次世代の健康の保持及び増進につながるものと考えております。

○沼崎委員 さらなる充実に期待をしております。

この項目は以上で終わりとし、最後に同じく4款1項1目の新生児聴覚検査事業費についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査の費用に対する国からの財政支援は2000年から予算補助として始まって、2007年から一般財源化されて、少子化対策に関連する経費の内数として地方交付税措置がされていましたが、全国の自治体で公費負担があまねく行われるまでには至らず、2022年には新生児聴覚検査費として項目が明示され、ちゃんと交付税措置されていますよという事務連絡も厚生労働省と総務省から出ております。それを受けて、旭川市においても2023年から新生児聴覚検査費用を上限3千円で補助する事業が始まりました。

予算補助や交付税措置があったにもかかわらず、ずっと実施されていなかったこの件が、今津市政になって2度目の予算編成ですけど、1回目というのが前年9月に市長になってすぐだったので、本格的な今津市政予算として初めての予算編成で実現したというのは子どもたちを大事にするという姿勢の表れなのだなと受け止めております。

新生児難聴を早期に発見して、補聴器、人工内耳、手話などで言語習得に遅れが出ないようにしなければならぬと思っております。

そこで、伺います。

まずは、データが出ている最新の年度とされる令和5年度の旭川市における新生児聴覚検査の受検率、精密検査でリファアとなった件数、難聴と診断された件数についてお聞かせください。

○柴村子育て支援部おやか応援課主幹 新生児聴覚検査の令和5年度の受検率は92.5%であ

り、そのうち精密検査においてリファーとなった件数は4件となっております。

4件のうち、聴覚の異常が発見された3件のうち、1件は一側難聴、2件は両側難聴で医療機関にて定期フォローされることになり、1件につきましては、評価不能として、再度、詳細な検査が予定されていることを確認しております。

○沼崎委員 新生児難聴は海外の様々な研究から1千人に1人程度と言われていて、日本でも信州大学が行った大規模調査で1千人中1.62人という結果が出ております。これは、新生児マスキングで検査対象とされるどの遺伝性疾患、代謝異常よりも発生頻度は高いものと言えます。旭川市の出生数から3人が難聴と診断というのはおおよそこのデータと合致するものだろうなと思いますが、検査から漏れて発見が遅れる子がいないようにしなければならないと非常に思っております。

しかし、今、御答弁いただいたところ、受検率92.5%ということなので、残りの7.5%の方は受けていないのではないかと思います。昨年第2回定例会の一般質問で受けていない方への対応についてお伺いした際、御答弁として、検査を受けていないことを把握した場合には、その理由を確認し、検査の重要性や子どもの身体的負担が少ないことを説明するなど、保護者の検診に対する不安や偏見を払拭し、受検行動が取れるよう支援をしておりますというふうな御答弁をいただいております。

検査を受けなかった方々はどのような理由で検査を受けなかったのか、また、受検行動が取れるよう支援をした結果、どうだったのかについてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 新生児聴覚検査の受検率は92.5%で、残り7.5%は不明者として扱われており、この中には、里帰り出産などで検査を受けたものの、償還払いの請求をされていない方も一定数含まれているものと考えております。

聴覚検査を受検しない理由につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や4か月乳幼児健康診査にて検査を受けていないことを把握した場合には、保護者の心情に配慮しながら理由を確認しており、検査の必要性を感じなかった、任意の検査なので、受けなかった、オプションで別に料金がかかるので、受けなかったなどとお聞きしており、誤解や不安がある場合には正確な情報を伝えるなど、受検に当たる心理的な負担軽減を図っておりますが、その後の結果につきましては確認していないところです。

○沼崎委員 新生児聴覚検査はマスキングとして全ての新生児を対象として行うことが重要とされていますので、検査を受けていない方のその後を追っていないというのは、技術的な難しさもあるのかもしれませんが、今後の課題ではないかと指摘しておきたいと思っております。

また、検査を受けない理由として金額がネックになっているケースもあるんだなというふうに感じました。私の知人でも、無料ならやってもいいと思ったけど、お金がかかるならいいやと思って受けなかったという人がいます。

今の御答弁で、金銭的なもの以外の理由で必要性を感じなかった、任意だから受けなかったという人の中にも、お金を払ってまで受ける必要性を感じなかった、任意なんだったら出費したくないという人も含まれるんじゃないかというのが感想です。

検査に当たる心理的な負担ということですけど、きちんと説明すれば経済的な負担以外に負担はないということが分かると思うんですよね。いろんな検査がありますが、この検査、侵襲性は全

くないものです。医療行為は、採血やワクチンも幾ら安全だと言っても針を刺すこと自体がそもそも侵襲行為だし、刺した部位が腫れる、熱が出るといった副反応もあり得るものです。また、あらゆる医療行為とか医薬品はリスクゼロっていうのはほぼなくて、例えば市販の風邪薬でも、ステイブンス・ジョンソン症候群とって、全身がただれて、ひどい場合は死ぬような重篤な副作用が出る可能性もあるわけです。ただ、新生児聴覚検査というのは、赤ちゃんのおでこに聴診器とか、心電図検査のときに胸に貼り付けるようなものを貼り付けて、音を聞かせたときの脳波を見るだけで、赤ちゃんが寝てる間にもできるものであり、痛くもかゆくもないのです。そういう理解が進んでいないということがもしかしたらあるのかもしれないですけど、やっぱり経済的な負担がネックなんじゃないかなというふうに思っております。

とにかく、そうした諸課題を乗り越えて、全ての新生児に検査を受けてもらうべき重要な検査だと思いますが、改めて伺います。

新生児聴覚検査の重要性について、市の認識をお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 聴覚障害は、早期に発見され、適切な支援を実施することで音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることの成果が明らかであることから、新生児聴覚検査をより多くの方に受検いただきたいと考えており、検査の意義についての周知や検査を受けやすい環境をつくることが重要であると認識しております。

○沼崎委員 重要な検査であるという認識を改めてお示しいただきました。

今津市政になって、それまで国庫補助や交付税措置があったのに全く手をつけていなかった事業が実現したというのは本当に素晴らしいことと思いますが、やはり、マスキングとして全ての新生児が検査を受けられるようにするにはもう一声足りないんじゃないかという認識で過去にも何度か申し上げてきております。

旭川市の費用補助は3千円が上限です。ただ、市内の医療機関では、検査費用が6千円とか1万円とか、8千910円は旭川医大だったな、そういったところが多くて、出産費用に加えての自己負担が出てきます。一方、旭川市の周辺自治体では、美瑛町、比布町、東川町、愛別町、上川町が全額補助です。東神楽町は今年度までは補助上限6千円でしたが、来年度から全額補助になります。鷹栖町、当麻町は補助の上限が8千円です。そして、この1市8町で検査を実施できる医療機関は旭川市にしかありません。つまり、旭川市内の医療機関で新生児聴覚検査を受ける場合、美瑛の方は無料です、東川の方は無料です、旭川の方なら5千円を払ってくださいなんていう状況になってしまい、非常に忍びないというふうに感じております。

市の財政も限りがある中で、難しい面もあるのかもしれないとは思っていましたが、そんな中で、昨年7月26日付でこども家庭庁と総務省から発出された事務連絡は、令和6年度から新生児聴覚検査費として計上される交付税を拡充したので、受検者の経済的負担の軽減の推進に引き続き取り組むようにという内容でした。これから増やしますではなく、もう増やしましたという内容ですね。

昨年4月にこの事務連絡が出た際、おやこ応援課にどう対応するのかをお尋ねしたところ、来年度予算で対応していくというふうに聞いておりましたので、令和7年度予算では補助額が拡充されるんだろうかと大変期待していたわけですが、その後、予算案を見ると3千円の据置きということですし、この間、何の説明もなかったの、どういうことなのかとおやこ応援課に確認した

ところ、部局としては増額要求していたけども、最終的には通らなかったという御説明でした。

これは、担当部局の所管範囲ではなくて、市の予算編成全体に関わる話だと思いますので、中村副市長にお伺い申し上げます。

国が新生児聴覚検査に係る交付税を拡充したということですが、補助額3千円に据置きとしたことの経緯について、こども家庭庁と総務省からの事務連絡についてどのように受け止めているのかについてお聞かせください。

○中村副市長 まずは、地方交付税は一般財源だという前提で話しますけれども、私も令和6年7月26日付の事務連絡の文書を見せていただきました。2つ出ておりまして、こども家庭庁と総務省と連名の文書です。もう一つはこども家庭庁の単独の文書でした。

総務省というのは、地方交付税は一般財源だということで、その用途を限定するようなことは言わないということがにじみ出ている文章で、こういう基準財政需要額の中で算定を行っていますというような事実関係のみを総務省とこども家庭庁の連名の文書で出ていました。その中で、こども家庭庁からは、新生児聴覚検査費に関して、公費負担の拡充といいますか、経済的負担の軽減というものをしていますという通知が同じく令和6年7月26日付で出されています。

こども家庭庁としてなかなか言いづらい部分があるのか、経済的負担を軽減してください、いまだに公費負担をやっていないところがありますよというような文書を出し、この部分を拡充してくださいというようなことを言っているんですけども、その下の部分で交付税の措置というようなものに触れています。

こども家庭庁の意図は交付税が増えているんだから拡大してくださいというところがあるんですけども、それは強制できないというようなニュアンスがにじみ出ているなという感じがしています。

我々が交付税を考えるときは、やはり一般財源なので、実際の基準財政需要額で一定程度試算したものと我々が予算化しているものを考えて参考にします。令和6年度の交付税の基準財政需要額を前提にしても、市の予算額のほうがそれよりも多いということで、要するに、交付税の基準財政需要額では市の予算計上している以上を措置しているわけではないというのも一つの判断材料としています。

あくまでもこういった事業の予算化については、費用負担の面で本当に困ってできないんだ、聴覚検査をしたかったのにできないんだという声、あるいは、医療機関からもぜひやるように行政にも協力してほしいという意見等が強ければ、判断して予算の増額も検討いたしますが、今回の予算編成の中でも子育て支援部に確認しましたところ、そういったものがないということで、当面のところ、予算額が基準財政需要額で算定しているものより予算額のほうが多いということなどで据置きにしたということで考えております。

○沼崎委員 詳細な御説明、ありがとうございます。

確かに地方交付税は特に用途が限定されないものでありますので、副市長はにじみ出ているとおっしゃっていましたが、そういう趣旨を理解しつつも、やはり総合的な判断でこうなったんじゃないかというふうに受け止めました。

ただ、補助額の拡充についても、今まで一般質問や委員会質疑で何度か取り上げて、そのたびに今後も検討するというので、要望があれば検討するというようなお話もありましたが、国からの

交付税措置が拡充されても助成額が据置きということであれば、実質的には結構厳しいのかなと思いました。

今後、本当に拡充できる可能性があるものなのでしょうか、お聞かせください。

○中村副市長 先ほども答弁いたしましたけれども、我々としても新生児聴覚検査の重要性というのはこれまでも議会の中で十分述べてきております。そうした中で実際に92.5%ということであり、100%を当然目指すべきものですし、できる限り100%に近づけるようにという思いがあります。

そういった中で、先ほども答弁しましたとおり、新生児聴覚検査を受けることの財政的負担が大きいんだという点が明らかになれば、当然、それは考えていかなければなりませんし、医療機関から専門的な見地でこれをぜひ100%にして、経費の負担というものが必要なんだというような申入れがありましたら検討していくということで、決して交付税が上がらなかったから幾らやっても無理だというようなものではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○沼崎委員 分かりました。ありがとうございます。

いろいろと技術的なところもあるのかもしれませんが、万難を排して、旭川の全ての子どもに新生児聴覚検査を受けてもらうようにするぞ、受検率100%達成するぞという力強い決意をぜひ副市長からお聞かせください。

○中村副市長 新生児聴覚検査につきましては、先ほど来、委員から御質疑がありましたし、この議会だけではなくて、過去の議会でもその重要性について質問の中で訴えられてきております。私どもも同じ考えでありまして、聴覚障害が早期に発見され、適切に支援につなげることで、その後の子どもさんへの影響を最小限に抑えるということは命題であります。

令和5年度を受診率は92.5%でありますけれども、何とでも100%に近づけるように、子育て支援部としては100%にならない要因が何なのかについて、新生児聴覚検査の意義なりなんなりがまだ伝わっていないというのものもしかしたらあるのかなということで、そういったこともきっちり伝えていきたいと思います。

また、乳幼児検査には、新生児聴覚検査のほかにも先天性代謝異常検査、股関節脱臼検査など、4か月健診、1歳6か月健診など、発達段階に応じた健診があります。それぞれの健診の意義というものがあまして、それぞれ受けるということがそのお子さんの健やかな成長や健康の保持というものに十分に影響してくるとお母さんにきっちりと趣旨を伝えて、全ての子どもさんが受検できる体制を整えて、子どもの健康の保持増進につながるように努めてまいります。

○沼崎委員 力強い表明をありがとうございます。今後に期待しております。

また、担当課におかれましては何かいろいろ動きがあったら教えていただければと思います。

我々議会の人間としては、市長部局から議案が来ると、決まった時間までに賛成するのか、反対するのか、判断が求められるわけです。そのために、この委員会質疑もそうですし、担当課から話を聞いたり、自分で調べ物をしたり、いろいろとあるわけです。でも、何でこうなったんだっていうような議案がいきなり出てくると、短い期間内にそういったことをしなくてはならず、頻繁に短い時間に連絡を取り合っているとやっぱりどうしても誤解や認識のそごが生じるおそれもあるわけです。そういうことがないようにこちらもしっかりコミュニケーションに努めたいと思いますので、議会とのコミュニケーションにも気持ちを配っていただけると大変ありがたいと思っております。

す。

以上で私の質疑を終わります。

○石川まさゆき副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 私からは2項目を用意しております。お付き合い願います。

最初に、各種大会選手派遣等推進費について伺います。

まず、事業の目的と概要についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費（中学校）につきましては、中学校の体育・文化活動の推進を図るとともに、保護者の負担軽減のため、旭川市中学校連盟が開催する各種大会の開催経費の一部を補助するとともに、同連盟が全道及び全国大会に生徒を派遣する場合に派遣費の一部を補助するものでございます。

教育委員会が定めた学校体育文化振興助成基準に基づき、補助金額は、派遣に要する交通費及び宿泊費の2分の1以内で、かつ、交通費については、全道大会は1人当たり4千500円、道外開催の全国大会は1人当たり3万8千円、宿泊費は1人当たり1泊4千円を上限としており、令和7年度の予算額は945万5千円となっております。

○品田委員 保護者の負担軽減のため、旭川市中学校連盟の開催する各種大会開催経費の一部と全道・全国大会に生徒を派遣する場合にこの費用の一部を補助するものとのことです。

この事業は小学校にもありますが、小学生も同じ基準でしょうか。

○山本学校教育部学務課長 学校体育文化振興助成基準に基づき、小学生も同じ基準で補助しております。

○品田委員 補助金額は、交通費及び宿泊費の2分の1以内、交通費上限は、全道大会が1人当たり4千500円、全国大会が1人当たり3万8千円、宿泊費は1人当たり1泊4千円を上限としているとのことです。

これらの規定が改定されたのはいつでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 平成30年4月1日に現在の補助基準に改正しております。

○品田委員 ありがとうございます。

平成30年度に改定されたとのことです。

交通費上限は、全道大会が1人当たり4千500円、小学生は運賃が半額になる交通機関もありますし、小中学生ともに学生割引や団体割引もあるので、開催地が札幌圏でしたら交通費の補助としては結構手厚いかなと思います。北海道は広いので、帯広や函館、釧路など、遠方での開催の際はもう少し上積みが欲しいところです。全国も同じですね。

そして、宿泊費は、近年、物すごく値上がりしていますので、団体割引等があっても上限4千円では少ないのではないのでしょうか。

ちなみに、旭川市職員の旅費規定が実費支給に見直しが見直しが予定されていますが、宿泊料はこれまで

は道内で1万800円、道外で1万2千円でした。議員公務のために旅行したときに費用弁償として支給される旅費の額が値上げされたのも記憶に新しいところです。

また、JRが4月1日から運賃改定をしますし、貸切りバスの借上料も秋に改定される予定と聞きますが、基準の見直しをする予定はありますか。

○山本学校教育部学務課長 補助する交通費は、航空機やJRなどの公共交通機関の運賃に加え、貸切りバスの借上料やタクシーの料金など、幅広く対象としており、また、現状において基準に定める上限額を上回る事例は多数ではないことから、現時点では特定の交通機関の料金改定等に伴う見直しの予定はないところでございます。

○品田委員 現状において基準を定める上限額を上回る事例は多数ではないことから、特定の交通機関の料金改定等に伴う見直しの予定はないということです。

確かに、私も調べてみましたが、結構手厚いほうかとも思いました。ただ、現状ではやっぱり少ないかなというふうに思います。

選手の派遣に対する過去5年間の補助実績を教えてください。

○山本学校教育部学務課長 過去5年間における補助金の交付実績につきましては、令和元年度は461人に対し580万5千457円、令和2年度は11人に対し12万8千880円、令和3年度は462人に対し703万7千106円、令和4年度は510人に対し807万6千491円、令和5年度は560人に対し925万9千574円となっております。

○品田委員 令和2年度は、新型コロナの影響もあって、例外と申し上げますけれども、460人から560人と、年度によって異なるとはいえ、旭川っ子は結構頑張って活躍していることがうかがえます。

全道、全国の詳細まで伺いませんでしたので、正確とは言えませんが、交付実績を人数で割って平均すると、1人当たり1万2千円から1万6千500円です。

これは、どのような大会への派遣が補助の対象となるのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 派遣費の補助対象となる大会は、市外で開催される大会で、北海道中学校体育連盟または日本中学校体育連盟、北海道吹奏楽連盟または全日本吹奏楽連盟が主催し、地区予選等を経た上で出場する全道または全国的な参加規模をもって開催される大会としております。

○品田委員 旭川市中学校連盟が選手を派遣する場合に補助するとのことですが、中学校連盟という条件を緩和はできないのでしょうか。

旭川市立東明中学校の野球部が、3月21日、もうすぐですが、岡山県で開催される全日本少年春季軟式野球大会ENEOSトーナメントに出場します。9年前にはベスト4の成績を残したので、今回こそ日本一をと意気込んで、今、練習に励んでいます。

実は、部員18人中6人が女子生徒だという全国的にも珍しいチームです。このチームを派遣するのは、岡山県です。1人二十数万円の遠征費の捻出に、今、保護者が廃品回収をしているほか、寄附を募って奮闘しています。寄附は結構集まっているようですが、中連ではないため、各種大会選手派遣等推進費は使えないそうですね。子どもたちの努力や頑張りという点、中学校の部活という点でも同じなのに保護者の負担軽減の補助金が出ないのです。おかしくないでしょうか。

日本中学校体育連盟は、少子化や教員の負担軽減などを理由に、2027年度以降、規模を縮小

し、水泳やスケートなど、合わせて9つの競技を実施しないことを決めたとの報道がありました。水泳、体操、新体操、ハンドボール、男子のソフトボール、アイスホッケー、スキーの合わせて7つの競技は、代わりとなる全国大会の実施を検討しているようですが、例えば、ハンドボールは既存のクラブチーム対抗の大会に学校部活動を参加できるようにするとのこと。どれも中学校連盟という条件から外れると補助金対象からも外れるということですよ。同じ中学校部活なのにますます補助対象競技が減ることになります。

中学校連盟という条件を緩和はできませんか。

また、スポーツ部と吹奏楽部だけでなく、補助支給枠の拡大を図ることはできないでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 この事業は、中学校の教育活動を助成することを目的とし、学校体育文化振興助成基準において、中学校連盟という団体の活動を対象としております。

中学校連盟の主催以外のスポーツ及び文化芸術活動の大会に参加する子どもたちへの助成につきましては、スポーツの推進や文化、芸術の向上を目的とする補助事業もあり、本市全体の取組の中で担っていくものと認識しております。

○品田委員 中学校連盟主催以外のスポーツ、文化、芸術の向上を目的とする補助事業もあるとのこと。

旭川市の同じような事業の助成制度とその内容についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 他の助成制度につきましては、本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動の遠征費用、派遣費用の一部を補助する旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金があり、文化振興課が所管しております。

また、スポーツ関連では、スポーツ団体及び個人のスポーツ活動を助長し、本市のスポーツの推進に資することを目的とし、全国及び世界大会に出場する際の経費の一部を補助する旭川市スポーツ大会出場費補助金で、スポーツ推進課が所管しております。

○品田委員 文化、芸術と教育関係の全国大会に参加するときの補助、旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金とスポーツ関連の全国及び世界大会に出場する際の補助、旭川市スポーツ大会出場費補助金があるとのこと。

しかし、全国大会、世界大会ということで、どちらにも全道大会の補助はありません。しかも、旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助は、市内を除く道内遠征で、大会の出場人数に5千円を乗じた額と5万円のいずれか低い額、道外では、大会出場人数に8千円を掛けた金額と8万円のいずれか低い額です。補助対象が18歳以下と、高校生までが対象になるのはよいところだとは思いますが、金額はすごく少ないです。

旭川市スポーツ大会出場費補助金は、補助対象が本市に住んでいる者で、年齢制限はありませんが、全国大会で1万円、世界大会で4万円です。オリンピック出場選手も4万円なんですね。

蛇足ですが、パリ2024オリンピック金メダリストの北口榛花選手や、東京2020オリンピック銀メダリストの町田瑠唯選手は、本市に居住する者という条件がありますので、受給していないと思われます。

それにしても、スポーツでいえば、中体連以外の全国大会参加で、観光スポーツ交流部は1万円補助のみです。しかも、予算が限られていますので、私も、今回いろいろあったので、聞いてみたんですが、早い者勝ちなんだそうです。限られているから、3月に全国大会が開催されましたら、

全国大会に行く人たちが多ければ、予算がなくなって全く受けられないこともあるようです。

この各種大会選手派遣等推進費は改善の余地が、教育委員会所管の部活、中体連などで、そっちはまだ改善の余地はあるとはいえ、全国は交通費上限額が1人当たり3万8千円も出ますし、宿泊費上限額も1人当たり1泊4千円としていますので、これらの補助から見たらずっと手厚いと思いますし、差があり過ぎるなと思います。

今、和太鼓の鼓楽ジュニアが3月23日に大分県で開催される全国大会に出場しますが、これに18人行くそうです。でも、市からの補助は全部で5万円だそうです。1人当たりで換算すると2千778円です。宿泊費も交通費も含めてですよ。補助がこれだけです。

高校は教育委員会管轄外ですが、志峯高校吹奏楽部も第24回東日本全国学校吹奏楽大会で金賞の快挙を果たしているそうですが、旭川市からの補助が一切なかったそうです。近隣町から通っている生徒にはその町から補助が出たそうです。近隣町では子どもの人数が違うので、比較できないと言われますけれども、例えば、鷹栖町では、参加費は全額出ますし、参加費を除く経費の半額はまちから助成されるそうです。

ちなみに、令和5年度の慶應義塾大学野球部の合宿に対し、56人に284万円を費やしています。1人当たり5万714円です。合宿をするなどとは言いませんし、大いに旭川のよさを満喫してもらえるよう宣伝し、個人でも再訪してくれるようになったならば喜ばしいことです。でも、お金持ちの子弟が多いというイメージのある慶應義塾大学の学生に5万円以上使うならば、旭川の子どもたちに使ってほしいなってしまうんですね。

話を戻します。

中学校の教育活動を助成することを目的とした制度ですが、部活動の地域移行もありますよね。他の補助事業との関係等を整理して、大会等派遣に対する補助を一本化して手厚くし、新たに創設することを検討していただけないでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 大会派遣に関する補助につきましては、今後の部活動の地域移行の状況等も踏まえながら、他の補助事業との関係等を整理してまいります。

○品田委員 もしするとしたら、部や課を横断する制度の新設なんですよ。機構改革に言及されていた中村副市長、ぜひ検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、いじめ防止対策費について伺いたいと思います。

この項目では、既に数人の方がそれぞれの観点から課題や意見を述べられております。ただ、私にもいろいろ疑問がありますので、少し質問をしたいと思います。

まず、事業の目的と概要をお示してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策費につきましては、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるまちにするため、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進するものでございます。

事業の概要としましては、いじめ・不登校相談窓口における相談対応、児童生徒が相談しやすい環境整備、地域との連携によるいじめ防止対策の推進に加え、令和7年度は、精神科医や警察官経験者といった専門的人材の活用による支援体制の強化やいじめ防止・青少年育成サポーターとの連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた学習等の支援等を行ってまいります。

○品田委員 ありがとうございます。

いじめから子どもたちの命と尊厳を守り、安心して生活し、学ぶことができるまちなにするためにいじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図ることが目的ですよね。

相談対応、環境整備、地域連携、いじめ防止対策などの事業のほかに、令和7年度は、精神科医や警察官経験者といった専門的人材の活用による支援体制の強化やいじめ防止・青少年育成サポーターとの連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた学習等の支援等を新たに行うということです。

これまでの質疑でいじめによる不登校児は1%にも満たないと調査結果も出ていましたが、いじめ対策推進部でも不登校児童生徒対策に取り組むということですね。

それぞれの事業に係る予算の内訳をお示してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 予算の内訳でございますが、相談支援を担ういじめ対策支援員と警察官経験者の青少年育成支援員の給料及び職員手当等として、1千771万3千円、心理士、弁護士、精神科医といった専門家への報償費として790万7千円、相談専用フリーダイヤル通話料の通信費として142万1千円、相談チラシ制作費として73万6千円、いじめ防止市民フォーラムに係る経費として100万5千円となっております。

○品田委員 いじめ防止市民フォーラムと通信費と相談チラシ制作費に係る経費以外はほとんどが人件費です。相談等に関わる経費ですね。いかにSOSをキャッチし、正確な情報を引き出し、被害者に寄り添った対応ができるか、重要な役割を担っていることがうかがえます。

いじめ防止対策での相談業務の位置づけと市の認識を伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策における相談支援についてでございます。

いじめに係る相談の多くは、児童生徒や保護者が学校に相談し、学校での組織的な対応により早期解消に至っているものと認識しております。

そうした中で、いじめ防止対策推進部における相談窓口は、様々な事情から学校に相談することが難しい児童生徒や保護者等からの相談の受皿として、電話やチャット、手紙、ウェブフォーム等の多様なツールの活用により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、学校を通さずに、直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けるといった役割を担っているものと捉えております。

○品田委員 いじめに関わる相談の多くは学校に相談し、学校での対応により早期解決に至っています。もともと九十数%は学校対応で解消していましたが。しかし、学校に相談することが難しい方からの相談の受皿として、直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けるといった役割を担っているとのことでした。役割というか、位置づけは答弁していただいたのですが、相談業務に対する認識は答弁いただいていないんですよね。

直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けることが必要な業務で、大変困難性を伴う重要な役割を担っているということだと思っておりますが、相談窓口に従事している会計年度任用職員の人数と有する資格、勤務実績について教えてください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 相談支援を担う会計年度任用職員は、いじめ対策支援員として3名をフルタイムで配置しております。

また、いじめ対策支援員が有する資格としては、社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉の専

門資格や相談業務等の実務経験を有する方を任用しているところでございます。

○品田委員 社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉の専門資格や相談業務等の実務経験を有する方3名をフルタイムでいじめ対策支援員として任用しているとのこと。専門性が必要な人材確保に苦勞しそうな方を3名もよく確保できているなどと思います。

以前、子ども総合相談センターで同じ質問をしたとき、人材確保・育成に課題があるけれども、正規職員では異動があり、持続性、継続性に問題があるとお話もありました。しかし、有資格者に特化した職場配置体制を取ることもできるはずで。

会計年度任用職員が相談窓口対応をしていることをどう考えているのでしょうか、正規職員化の考えを伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 相談対応を担う会計年度任用職員につきましては、児童生徒や保護者等からの相談への対応に加えまして、学校等の関係機関との調整等を含めた業務を担っているところでございます。

また、相談に当たりましては、児童生徒の心身の状況や発達特性、あるいは、保護者の養育上の困り感など、相談に至った背景等も踏まえまして、相談者に寄り添い、丁寧に対応することが求められるなど、専門性、困難性の高い業務になっているものと認識しており、福祉等の専門資格や実務経験を有する会計年度任用職員の方がそういった業務を担うことがふさわしいものと考えているところでございます。

そうした中で、職員の研修、職員のスキルアップということで、ロールプレイングを含めた職員研修にも取り組むなど、相談対応のスキルアップを図りますとともに、正職員を含む組織全体で情報を共有いたしまして、支援方針を定め、組織的に対応する体制を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○品田委員 児童生徒や保護者等からの相談への対応に加えて、学校等の関係機関との調整を含めた業務を担っており、専門性、困難性の高い業務を担っているものと認識しているとのこと。

今は継続雇用が可能になったとはいえ、正規職員と会計年度任用職員では何よりも大きく処遇が異なります。事業の継続性を考え、将来に向けて、現在働いている方の正規職員化を行い、若い有資格職員の育成も担っていただくことを考えるべきと指摘させていただきます。

では、事業の実績について伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組の実績についてでございます。

いじめ・不登校相談窓口における対応状況ですが、令和5年度はいじめ相談が101人と前年度比で約50倍となっており、令和6年度も2月末現在で137人と、さらに増加しているところでございます。

また、令和5年度いじめの認知件数は、前年度比3.6倍となる6千147件、うち解消件数が2月末現在で6千30件、解消率98%となっておりまして、令和6年度も11月末現在で5千677件と前年度同期比約1.3倍となるなど、各学校において事案を把握した場合に直ちに学校いじめ対策組織で情報を共有し、法に基づく組織的な対応が徹底されてきているものと捉えております。

○品田委員 いつも旭川モデルって言っているんです。

いじめ防止対策費は、市長部局と教育委員会、学校が一体となっていじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進するものと一番最初にこの事業の概要を伺ったときに言っているんですね。

いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図ることが目的なので、それなら分かるんですけども、いじめ防止対策「旭川モデル」を推進することが目的になっているようにどうも聞こえるんですね。見解を示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策「旭川モデル」についてでございますけれども、市長部局と学校、教育委員会が一体となっていじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るといことでございますが、その目的としては、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる社会の実現であるものと考えているところでございます。

○品田委員 全国の自治体でいじめ防止対策に取り組んでおりまして、市長部局に対策室等を設置しているところが結構あるんですけども、〇〇モデルとか、組織構成自体を誇示するような自治体はあまり見かけません。組織体制の取組を成功させることに注力して、肝腎な子ども、学校、教師に与えている影響を顧みていないように映ります。

まずは、旭川モデルを検証させていただきます。

どのような組織体制か、職員配置状況とそれぞれの果たす役割、業務実施状況についてお示ください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策「旭川モデル」の組織体制についてでございますけれども、市長部局のいじめ防止対策推進部に部長を含みます正職員5名を配置するとともに、教育委員会学校教育部いじめ防止対策担当の正職員4名が市長部局に併任する体制となっております。こうした組織体制は全国初のものであると承知しているところでございます。

市長部局におきましては、主に相談窓口における児童生徒や保護者に対する相談支援でございますとか、地域との連携によるいじめ防止対策の推進を担っておりまして、一方で、教育委員会は、いじめの対応に関わります学校への指導助言や支援等の役割を担っているところでございます。

その中で、いじめ事案への対応に当たりましては、同じ執務場所で業務を行うことによりまして日常的に情報共有を図りますとともに、週1回、全職員が参加して実施いたしますいじめ対策会議におきまして支援方針の協議を行うとともに、緊急対応が必要な困難ケースにつきましては、緊急支援チームを学校に派遣するなど、市長部局と学校、教育委員会が一体となって対応を行いまして、いじめ事案への適切な対応、また、重大化の防止、再発防止を図っているところでございます。

○品田委員 市長部局と学校、教育委員会が一体的な対応を行い、いじめ事案への適切な対応と重大化の防止や再発防止を図っているということです。

ホームページによりますと、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組として、いじめの積極的な把握、迅速な情報共有と初動対応、児童生徒への継続的な支援、市民協働でいじめを防止という4つの項立てをして取組を紹介していました。

それに沿って質問したいと思います。

まず、いじめの積極的な把握はどのように行っていますか。それぞれの実績も含めてお答えください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめの積極的な把握につきましては、電話、手紙、チャットといった多様なツールを活用した児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談対応を行っているところでございます。

相談専用フリーダイヤル子どもＳＯＳ電話相談の令和５年度の実績は、相談、通報を合わせて３２件で、このうち、いじめの相談、通報は１７件となっております。また、子どもＳＯＳ手紙相談の令和５年度実績は５件であり、うち１件がいじめの相談となっております。チャット相談の令和５年度実績は１８４件で、うち４６件がいじめの相談となっております。

○品田委員 いろいろなツールでいじめを把握しているということです。こうやって伺うと、チャット相談がやっぱり一番多くなっているということですね。

では、電話による窓口の旭川市子どもＳＯＳ電話相談の受付時間はどうなっていますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 旭川市子どもＳＯＳ電話相談の受付時間でございますが、平日の午前８時４５分から午後５時１５分までとなっております。

○品田委員 子どもたちは学校に行っている時間ですよ。

子ども総合相談センター子どもホットラインは月曜日と木曜日は２０時まで受け付けていますけれども、連携されているのでしょうか。また、北海道教育委員会子ども相談支援センターでは２４時間３６５日対応のフリーダイヤルがあります。それをホームページでは案内されていましたが、旭川市の子どもや保護者等からの相談を受けたという連絡をもらったことがあるのでしょうか。あるとしたら何件ありますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 北海道教育委員会子ども相談支援センターのフリーダイヤルに旭川市の子どもや保護者等から相談を受けた事案は２件、このほか、北海道教育委員会が設置しているウェブ相談フォーム、おなやみポストに相談があった事案は３件となっております。

○品田委員 子どもＳＯＳ電話相談の時間帯延長や休日対応の必要性等は検討されたことがありますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 相談対応につきましては、電話のほか、手紙、チャット、ウェブフォームなど、多様な手段を活用し、相談を受け付けているところでございます。

チャットやウェブフォームは夜間や休日も相談を送信することができますので、現在のところ、電話相談の時間帯延長や休日対応の必要性については検討していないところでございます。

○品田委員 確かに２４時間受け付けている北海道教育委員会の子どもの相談支援センターからこちらに報告された事案が本当に少ないです。ウェブフォームやチャットなど、新たな手法の活用で補っていくと考えていらっしゃるということですね。

いじめ相談フォームはよくできていますが、届いたときの対応はどうなっていますか。

また、電話や手紙に比べると、チャット相談実績が数倍多かったです。チャットによる相談の対象を市立小中学校の小学５年生から中学校３年生にしたのはなぜでしょうか。

そして、相談員からのメッセージ送信が平日の１７時から２２時になっているのがなぜかもお示

してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ相談フォームにつきましては、設問の中に対応方法の希望を入力する欄を設けておきまして、その希望に応じ、相談者からの相談に対応するほか、学校に情報提供を行い、学校の先生から加害の児童生徒に指導を行っていただく等の対応を行っております。

また、チャット相談の対象学年につきましては、小学校高学年になると個人所有のスマートフォンの所有率が高くなることやチャットでのコミュニケーションを円滑に行うことができる年齢といったことを踏まえ、小学校5年生から中学校3年生までを対象としたところでございます。

相談員の対応時間につきましては、平日、日中の時間帯は電話相談の受付時間となっていることや学校から帰宅後の夕方から就寝前までに相談をすることが多いものと考え、当該の時間帯を設定したものでございます。

時間外に受信したメッセージにつきましては受信後の対応時間でなければ相談員が相談内容に対応する返信をすることができないことから、その案内のために自動返信のメッセージを送信しているところでございます。

○品田委員 これは本当に蛇足なんですけれども、ホームページを見ましたら、メールフォームというのがありまして、そこをクリックいたしましたら、送信先はいじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課になっていたんです。それは本当によかったんですけども、内容の例として記載されていたのが市役所の開館時間は何時ですかでした。ちょっとがっかりしました。

電話の案内には、こんなときに相談できますとして、自分がいじめられている、周りの人がいじめられているのを見た、誰かに話を聞いてほしいなどと書かれているのにです。事業に合わせた例文にすべきと指摘させていただきます。本当に蛇足だなとは思いますが、すみません。

いじめの疑いを含めた学校からの全件報告とアンケート調査の実施回数を増やすなど、取組を強化するとあります。学校に求めることが多くなっているようですが、負担増になっている学校への対策はどう考えているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 令和4年度以降、アンケート調査の実施回数を従来の年2回から年3回に増加するとともに、令和5年度からは、いじめの疑いを含む全ての事案についての定期的な報告により、いじめの積極的な把握により早期対応に取り組んでいるところでございますが、新しい取組のため、教職員に負担感が生じているといった声もあったことから、報告頻度の見直しや様式の工夫、改善等を行ってきております。

○品田委員 ぜひ、現場の声を尊重した対応改善をお願いしたいと思います。

迅速な情報共有と初動対応ということで伺います。重大化防止に向けて、どのような対応、指導等をしてきましたか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ事案の長期化、重大化を防止するためには、いじめの早期発見、そして、迅速な初動対応が非常に重要でありまして、これまで相談窓口における児童生徒や保護者からの相談対応や、学校から教育委員会への疑いを含む全てのいじめ事案の定期報告、また、困難ケースの即時報告等の取組を行ってきたところでございます。

各学校におきまして事案を把握した場合には、直ちに学校いじめ対策組織で情報を共有し、法に基づく組織内対応を行ってきたところでございます。

また、困難ケースへの対応に当たっては、緊急支援チームが学校訪問を行いまして、事実確認、対処方針の協議、必要とする支援の把握などを行いまして、学校、教育委員会と市長部局がいじめ事案の長期化、重大化の防止に取り組んできたところでございます。

○品田委員 令和5年度に第1号重大事態が1件、第2号重大事態が11件ありましたが、第1号かつ第2号重大事態が2件、合計14件ありました。第1号重大事態、第2号重大事態、第1号かつ第2号重大事態の説明をお願いします。また、その後の対応と解消に至っているのかを教えてください。

○工藤学校教育部主幹 いじめの重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法第28条の第1項におきまして、第1号、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されておりまして、そのどちらにも該当する場合は第1号かつ第2号と認定しております。

令和5年度に発生した14件の重大事態の調査につきましては、9件について市長に調査終了を報告しており、残りの5件につきましては児童生徒と保護者の意向に寄り添いながら調査を進めているところでございます。

○品田委員 調査終了であって、解決、解消ではないのですね。

同じように市長部局に監察課を設置している寝屋川市では、市で認知したいじめ事案の件数は、2019年から始まっていますので、かなりな件数がありますが、全て解決となっているようです。例えば、2019年度は172件、2022年度は169件、2021年度は183件、2022年度は337件、2023年度は431件で、これら全てが解決となっているようです。

いじめ行為の停止は1か月以内とされ、実際に1か月以内に行為が停止され、その後は、文部科学省の指針に基づいて3か月間の見守りを行い、問題がなければいじめ終結となり、現在、全件が解決している状況とのことです。

いじめ行為の停止ということですから、一概に比較はできないかなとは思いますが、また、本市の組織はまだ発足してからまだ2年弱ということもあります。でも、令和5年度に発生した14件の重大事態のうち、市長に調査終了を報告したのが9件で、解決、解消ではないです。しかも、残りの5件は児童生徒と保護者の意向に寄り添いながら調査を進めているとのことで、ちょっと時間がかかり過ぎてはいないでしょうか。いじめ事案の長期化、重大化の防止に効果を発揮できていないのではないかと懸念も湧いてまいります。

今年度も重大事態は発生しているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 今年度におきましてもいじめの重大事態は発生している状況にございます。

本市では、重大事態の発生について、年度末に確定した発生件数を議会に報告させていただき、市のホームページで公表することとしてございます。

○品田委員 今年度も重大事態が発生しているとのことです。

これまで見過ごされてきた事案が顕在化し、対応している事例もあると思います。時間を要するのも仕方ない一面もあるかもしれませんが、先進自治体に学んで、できるだけ迅速な対応を求めたいと思います。

児童生徒への継続的な支援はどのように行われているのか、伺います。また、加害者生徒への対応はどうされていますか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 児童生徒への継続的な支援につきましては、いじめ対策支援員が被害の児童生徒または保護者からの相談に対応いたしまして、被害者側の思いや学校への要望等を整理した上で、学校、教育委員会と情報共有を行いますとともに、問題の早期解決に向けて、学校、教育委員会との調整を図るなど、いじめの解消に至るまで継続的な支援を行っているところでございます。

そうした中で、いじめを受けた児童生徒が心身の不調を訴えるなど、精神的不安が大きい場合には心理士が当該の児童生徒やその保護者に対しましてカウンセリング等の心のケアを行っているというところでございます。

また、加害の児童生徒への対応につきましては、当該児童生徒の特性等の要因が加害行為に関係していると考えられる場合もございまして、こうしたケースにおきましては、学校でのいじめ対応だけでは早期の解決が難しいという現状にございますので、警察の少年サポートセンターや法務少年支援センター等の関係機関とも連携しながら、児童生徒に対する心のケア、保護者への支援等について併せて行っているところでございます。

○品田委員 警察の少年サポートセンターや法務少年支援センターとも連携する事例もあるということですね。

これらの重大事態にいじめ防止対策課はどのように関わり、役割を果たしてきたのか、伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめの重大事態として認定された事案の多くは、いじめを受けた後に長期の不登校となっているケースでございまして、こうしたケースに対しましては、児童生徒、また、保護者からの相談に対応し、被害者の思いや学校への要望等の整理を行った上で、学校、教育委員会と情報共有を図るとともに、早期の解決に向けまして、学校、教育委員会との調整を図るなど、いじめ解消に至るまで継続的な支援を行ってきたというところでございます。

また、重大事態の調査に関しまして、関係児童生徒の保護者が学校、教育委員会以外の第三者による聞き取り等の調査を希望する場合におきましては、いじめ防止対策推進課が委嘱している弁護士や心理士等の専門職が聞き取り調査や調査結果報告書の確認を行う等の対応をしているところでございます。

○品田委員 重大事態に対する今後の見通しと対策について伺いたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 いじめの重大事態の発生を防止するためには、いじめが生まれにくい環境をつくるため、令和7年度は小中学校9年間の系統的な人権教育に係る学習に加えまして、情報モラル教育に係る学習、包括的な性教育の取組などにより、未然防止教育を一層推進してまいりたいと考えております。

また、いじめ事案の重大化や長期化を防ぐことも重要であることから、学校、教育委員会と市長部局が一体となり、いじめの疑いの事案を含む積極的な把握と初動からの適切な対処に努めてまいります。

○品田委員 いじめ防止対策課ができて約2年です。明らかになった課題と今後の対応策をお示し

ください。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめ防止対策推進課におけるこれまでの取組の中で明らかになった課題といたしましては、重大化、長期化するいじめ事案の多くは不登校が関係しているということがございます。

また、これまで相談対応を行ってきた事案において、いじめ行為が長期間にわたり継続したり、繰り返し発生したりしているケースはほとんどなく、多数を占めているのは、いじめの要因や背景に関係児童生徒の特性や対人関係の課題、児童生徒、保護者の学校不信、さらには、加害者への強い処罰感情が関係しているとなっております。

このため、いじめ事案そのものへの適切な対応に加えまして、いじめの要因や背景にあると考えられる2次的な課題への対応が必要となってきたと認識してございます。

令和7年度は、これまでの取組に加えて、新たに専門人材の活用により相談支援の充実を図るとともに、地域の多様な担い手と連携した学習等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○品田委員 課題を見据えた対応策として専門人材の活用ということです。横山議員も今日懸念を述べられていましたけれども、学校ではむしろ先生を増やしてくれたほうが一緒にできることも多くてずっとよいという声を私はいただいておりますので、そのことをお伝えしておきます。

また、地域の多様な担い手と連携した学習等の支援を行うとのことですが、学生ボランティア活用の際は、中村委員が先週におっしゃってございましたけれども、搾取するような形じゃない、配慮した、そうした意見を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

さて、話は替わりますが、2月15日に旭川女子中学生いじめ凍死事件の御遺族から1億1千万円の損害賠償を求める訴訟が起こされたとの報道がありました。訴状は届いていますでしょうか。

また、第三者委員会では認めなかった学級内でのいじめを再調査委員会が認めた調査結果が出たことで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象になったと思いますが、災害共済給付金は支払われたのでしょうか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 本市を被告とするいじめ事案に対する損害賠償請求事件の訴状が2月25日に届いておりますが、現在、裁判所において内容確認が行われているところでありまして、現段階では本件についてお答えすることが大変難しいことを御理解いただきますようお願いいたします。

○山本学校教育部学務課長 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金に係る対応につきましては手続を行っております。

○品田委員 では、今後の裁判所の動きはどうなりますでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 現段階では本件についてお答えすることが難しいということを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○品田委員 既に旭川市は示談に持ち込み、示談の金額も決まっているとのうわさが流れていますが、示談が成立した場合、賠償金は一般会計から拠出されることになるのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 うわさがあるということについては承知してございません。

また、繰り返しになりますけれども、現段階では本件についてお答えすることが難しいことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○品田委員 ほぼ何もお答えいただけませんでした。お答えづらいことを質問して、すみません。

この訴訟、御遺族に寄り添うなら争いたくありませんよね。

これまでの本市の対応を見ると、裁判になることは想像できません。しかし、本市の財政は大変厳しく、貯金である財政調整基金は13億円と、これまでで一番多額の取崩しをしております。市債も111億1千600万円を発行し、これもまたこれまでで最高額ですね。それどころか債務が増えております。それどころか、本来、食料品の値上げ、灯油やガソリンなど、光熱費の値上げなどで苦しむ市民や事業者に使われるべき物価高騰対策給付金5億8千万円を一般会計に繰り入れて予算編成をしている状況です。

大変厳しい旭川市の財政に鑑み、市民のための判断がされることを願って質疑を終えます。

ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時10分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 お昼に隣の文化会館に行ってきましたら、旭川市立大学の卒業式が行われておりました。晴れ姿が本当にかわいらしいなと思いましたし、本当におめでとうという気持ちで行きましたら、声をかけた人のほとんどが旭川に就職と聞きました。夕張の方もいらっしゃったんですけど、そういったところに行ってもいずれはカムバック旭川で就職を決めていただきたいなと思うところがあります。

そして、私も子育て支援部、また、学校教育部の皆様にも本当にお世話になりながら、市立旭川病院で12年前に産声を上げました長男が卒業を迎えます。本当にお世話になりまして、ありがとうございます。

そんな中ではあるんですけども、先ほど横山委員から先生の視点でいろんな質疑があったかと思うんですけど、私としては、保護者や子どもの視点で質疑を展開していきたいなと思います。少し生意気なことも発言することもあるかと思いますが、しっかりと議論を深めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、愛育センター園庭整備事業費についてお伺いします。

先に申し上げてから質問に入らせていただきますが、園庭整備に関わるインクルーシブ遊具については、初めて旭川市議会の議場に立ち、デビュー戦とも言える私の一般質問で取り上げさせていただきました深い思い出のあるものでございます。そのインクルーシブ遊具の概念について、先日の公明会派の代表質問でもありました。

令和7年度に今津市長へ公明会派として予算要望71項目の中に入れ込み、私からは1つだけ、今津市長に申しあげましたのは、インクルーシブ遊具・公園を全市的に広げることを要望してまいりました。この視点から質疑をさせていただきます。

愛育センター園庭整備事業費の令和7年度予算の概要についてお示してください。

○久保子育て支援部次長 本事業は、愛育センターの園庭を整備、改修することで利用者に必要な屋外での療育の場を提供するとともに、園庭を活用し、障害を持った児童及び保護者の居場所の提

供や地域との交流などのほか、園庭整備に係る情報発信を行い、愛育センターの知名度を高めることにより、本市のインクルーシブを推進しようとするものでございます。

事業内容といたしましては、老朽化した遊具の更新などの園庭整備として、令和8年度の債務負担行為限度額が2千300万円、園庭整備の情報発信に係る広告料としまして660万円でございます。

○駒木委員 今回の園庭整備に至りました経緯についてお示してください。

○久保子育て支援部次長 愛育センターの園庭整備につきましては、開設から40年以上が経過し、遊具の老朽化や破損により使用可能な遊具が減少していたことなどから、遊具の設置及び施設の改修について検討を行っておりましたが、必要な財源の確保が課題でございました。そうした中、内閣府から、アイ工務店が旭川市の子育て分野に企業版ふるさと納税を検討していると情報提供があったため、子育て支援部内で他の事業を含めてアイ工務店と意見交換等を行った結果、遊具について早急に改修する必要があるということに加えて、公立の児童発達支援センターとしての地域における愛育センターの役割についてアイ工務店から御理解をいただき、寄附金の受納及び寄附金を園庭改修、園庭整備に活用することにしたものでございます。

○駒木委員 先日、愛育センターを会場に旭川未来会議2030が開催されました。

未来会議2030の意義は理解しておりますが、そこで開催されましたテーマについてお伺いします。また、主な貴重な御意見を具体的にお示してください。

○久保子育て支援部次長 旭川未来会議2030子育て分野では、「“遊び”から考えるインクルーシブ」をテーマに、インクルーシブが遊びを通じて実践することによってどのような効果や方法があるかなど、センター利用時の保護者、大学の先生や医師などの有識者、地域住民や近隣の子育て支援施設の関係者などにお集まりいただきまして、意見交換を行いました。

この中での主な意見としましては、遊具や園庭の整備内容に関することとしまして、保護者と一緒に遊べる滑り台など、保護者と一緒だと新しいことにチャレンジができる、歩く場所によって音が変わるような場所があると、自分のスペースとして楽しめるというような場所に関する意見ですとか、視覚を使って確認できるなど、子どもたちが分かりやすいような配慮をお願いしたいというような意見もございました。

遊びの効果等に関することでは、遊びの中で約束や順番を守ることで社会性や人間関係が構築できるなど、地域との交流等に関することでは、高齢者との交流や近隣の保育施設との交流はよい効果がある、様々な技術を持った地域の方の協力をいただくこと、園庭の整備や活用は愛育センターを知らない方やふだん行かれない方に知っていただくというよい機会になるなどの御意見がございました。

○駒木委員 「“遊び”から考えるインクルーシブ」をテーマに、インクルーシブ遊びを通じて実践することによってどのような効果や方法があるかなどとのことですが、なぜ未来会議2030の会場が愛育センターだったのでしょうか、お示してください。

○久保子育て支援部次長 旭川未来会議2030子育て分野が愛育センターで開催された理由でありますが、旭川未来会議で出されました意見について、愛育センターで検討しておりました遊具の更新や園庭整備の参考としていきたいと考えていましたことから、愛育センターの状況等も踏まえた御意見をいただきましたこと、また、遊びは障害のあるなしにかかわらず、子どもの成長に

は欠かせないものでございまして、実際に遊びが行われているという場でありますことから愛育センターにおいて開催をしたところでございます。

○駒木委員 貴重な御意見がありましたことが分かりました。

これまでも旭川未来会議2030では非常に示唆に富む御意見があり、テーマに沿った会議であり、市内の各所で開催されておりますが、インクルーシブにはとても広い理念があります。インクルーシブという遊びから考えるのは愛育センターを中心とすることだけでしょいか。だからといって、大会場で大勢の会議をとっているわけではございません。愛育センターの園庭整備ありきで進められたものと受け止められます。有識者と地域の方、愛育センターに関わる方をはじめ、参加人数は11人と伺っております。周知がどのように行われたのか分かりませんが、せっかくのよいテーマである「“遊び”から考えるインクルーシブ」であるのに、11人は少ないのではないでしょいか。

他部局の未来会議でも大勢の参加者がおります。このインクルーシブという視点を取り入れて子どもの豊かな遊びを考え、子どもたちとともに汗を流し、御尽力いただいている方は市内に大勢いらっしゃいます。

そういったことは御承知のとおりかと思いますが、今回は、未来会議ではなく、愛育センターの園庭整備に係る意見交換会でもよかったのではないでしょいか。その参加者からいただきました貴重な御意見から、今後、地域に開放する予定はありますでしょうか、可能性を含めて確認をさせていただきます。見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 園庭の活用方法につきましては、利用者や保護者、療育の先生の意見のほか、寄附者の御意向についても御理解をいただきながら進めていくことが必要であると考えておりますが、園庭整備において、センターの利用者の利用状況を踏まえた上で段階的に地域への開放を進めてまいりたいと考えております。

まず、交流保育の実績があります近隣の保育所や児童デイサービス等から対応することを考えておりまして、園庭利用の管理体制を含めて検討してまいりたいと考えております。

○駒木委員 もちろん、当事者に寄り添った活用は当然のことです。段階的に地域への開放を進めていくことも分かりました。

ただいま御答弁にありました御寄附の御意向とはどのようなものがあつたのでしょうか、可能な範囲でお示してください。

○久保子育て支援部次長 アイ工務店には、愛育センターの遊具改修の必要性和近隣の保育園などを含めた地域との交流など、公立の児童発達支援センターとしての愛育センターの役割等について御理解をいただいたと考えております。

○駒木委員 インクルーシブ遊具についてでございますが、障害がある子もない子と一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインによるインクルーシブ公園や遊具への関心が高まり、整備が全国的に進んでいることは御承知のとおりでございます。子どもが多様な人と交流し、様々な経験が得られ、主体的に判断し、行動する力が養われることが期待されております。子どもだけではなく、大人でも価値的に利用できるのがインクルーシブ遊具です。地域社会におきましても、障害のある人に対する理解促進が図られるものと考えます。

地域への開放について、まずは、愛育センターの利用者の安全面の確保を第一に考えなければな

りません。ここは、療育センターとして利用者の命を最優先にして守らなければならない場所であり、市内の児童生徒が通う学校敷地内では、不審者対策のため、セキュリティーが固く守られていますことは御承知のとおりかと思えます。

私が教育現場においてお聞きしていた中では、グラウンドや園庭にも不審なものなどが置いてあることもあり、精神的に脅かされることも聞いております。こういったことについて、愛育センターの職員からも、利用者を思うからこそその心配の声がありました。何かあってからでは取り返しがつきません。利用者をしっかりと守ることを大前提として、他都市の児童発達センターでも園庭開放を行っていますことから、先進事例を参考にいただき、開放の可能性を広げていただきたいと思います。

愛育センターでは、時間の制限や地域の保育園などの交流と限られた方の利用となれば、園庭を広い意味で捉えれば、地域への開放は限られるということと私は見えています。現段階ではその可能性は低いのではないかと考えておりますが、見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 先ほども御答弁いたしましたけれども、まずは、近隣の保育所などへの身近な範囲の中で地域の開放について検討を行っていきたいと考えておりますが、愛育センターの子どもや保護者の利用状況を踏まえた課題などを整理した上で、その後の開放の体制について検討してまいりたいと考えております。

○駒木委員 障害を抱えたお子さんが通われている愛育センターにインクルーシブ遊具は当然必要で、大前提であったと考えられます。その本来あるべき姿の園庭整備が行われることにすぎないと指摘させていただきます。

改めて申し上げますが、利用者の命を守ることが徹底されなければなりません。セキュリティーを固くすることで園庭の開放の可能性が限られること、また、低いのであれば、真のインクルーシブの理念にはつながりにくい場所であることが分かります。園内の防犯体制は第一条件なのではないでしょうか。愛育センターを御利用の方々にとりましても待望の園庭整備であったかと思えます。

先日、愛育センターに視察に行つてまいりました。療育室や広場など、あらゆるところ、園庭整備に関わる場所を御丁寧に職員さんが教えてくださいました。これまでの御苦労もあつたことと思うところがたくさんありました。真心で長い歴史のある愛育センターを守り抜き、笑顔で接しながら子どもたちや保護者との関わりを大切に育まれたことに胸が熱くなる思いでございました。所長をはじめ、職員の皆様にも感謝を申し上げたいところであります。

段階的に地域への開放を進めていくとお考えであります、園庭利用の管理体制はどのようなことでしょうか、改めてではあります、確認をさせていただきます。また、今後、整備を進めていくに当たって未来会議のような御意見を聞いていく予定はあるのでしょうか。

○久保子育て支援部次長 園庭利用の管理体制についてですが、遊具等の園庭設備の維持管理のほか、利用者の特性に配慮した安心、安全の確保のための見守りなどの体制が中心となると考えております。

御意見をお聞きする機会ですが、現時点で未来会議そのものの開催は予定しておりませんが、整備の段階におきまして、適宜、利用者や地域の皆様の御意見や有識者の御意見などをいただく機会を設けることを検討してまいります。

○駒木委員 実際に園庭整備に関わる子育て支援部の方とお話をさせていただきましたが、インク

ルーシブ遊具や公園を見たことがないこと、その機能や特徴も何かから得た情報量の範囲であったことにとっても残念な思いをいたしました。

障害をお持ちの方へ配慮すべき整備に関わる大事な根本のことです。遊具それぞれの特徴を御存じないように受け止めております。インクルーシブ遊具の背景には何があるのか分からないと、インクルーシブ遊具の整備は失敗に終わると懸念をしております。10年後、20年後に何を残していきたいのか、旭川の未来に何を残していきたいのか、こういったことはよく言われる言葉であります。将来に向かって、ここをしっかりとした着地点として持続可能な整備を進めなければなりません。

心配要素が幾つもあります。ほかの地域の先進事例を現地視察していく必要があるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 実際の利用実態や利用者の声を聞くには、現地を視察するのが一番の方法であると認識しておりまして、本年から供用開始となります忠和公園のインクルーシブ遊具や市内の保育施設におきます園庭の整備内容や利用状況なども直接現場で確認していきたいと思っております。

○駒木委員 愛育センターの園庭の整備、改修のお考えはお聞きしましたが、インクルーシブ遊具の整備に関しては、都市公園整備に当たり、地域の子どもたち、保護者から聞いている意見交換会などがありました。

インクルーシブ遊具の導入について、障害を抱えていらっしゃる方々やその御家族の大切な声が、本市の土木部公園みどり課など、関係部局に寄せられております。園庭整備の中でも、五感を刺激する活動として、子どもたちが葉っぱの感触を楽しんだり、土に触れ、食物を育てるといった活動が触覚や視覚に働きかけ、リラククス効果も期待できます。持続可能な視点でいえば、こういった情報もすぐインターネットから持ってこられる情報ではありますが、本市には樹木の医者もいらっしゃいます。そういった専門の知識をお持ちの方からの御助言、また、そういったことを精査されていくのは可能ではないかなと思うところであります。

園庭の整備に土木部との情報共有が一切なされておられません。今回の園庭整備に関わる大切なことで、また、参考になります。子育て支援部として、関係部局との情報共有に向けた考え方について見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 関係部局との情報共有でございますけれども、土木部とは、公園整備に当たりまして、市民から寄せられた意見や忠和公園等でのインクルーシブ遊具の利用状況など、今後の整備や活用に向けた参考とするために引き続き関係部局との連携を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 園庭も老朽化しておりましたが、子どもたちの大事な療育に関わる玩具等は十分なのでしょうか。大事なときを逃してはならない発達成長のときであります。子どもたちの適切な療育のための良質な成育環境の整備を更新するべく、しっかりと予算をつけていくべきではないかと考えます。

愛育センターの視察の際に拝見させていただきましたが、職員の真心の手作りで、あらゆる工夫をされておりました。利用者にとっても真心の伝わるものを強く感じましたが、療育として一人一人の特性に合う玩具が広く充実してきております時代です。その中で、あの破損や劣化した療育玩

具はいかがなものなのかなと疑問に思っております。見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 愛育センターでは、児童個々の発達に応じた運動器具や療育器具により適切な療育を行っているところでございます。しかし、委員の御指摘のように、破損や経年劣化等があり、愛育センター管理費において必要に応じて玩具の更新を行うとともに、職員の手作りにより療育の現場に合った子どもたちが使いやすい玩具の活用も行っております。

また、近年、玩具の寄附を多数いただいているところもありますが、適切な療育を行うためにも療育器具や玩具の整備が必要であると考えておりますので、今後につきましても、子どもたちが楽しみながら療育を受けることができるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 昨年、横須賀市にある国立特別支援教育総合研究所の視察に行つてまいりました。多くの行政や学校現場の先生などの視察を多く受け入れているところでございます。

国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究、実践的な研究を総合的に行い、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うことにより、特別支援教育の振興を図ることを目的としております。日本の特別支援教育を推進するために重要な役割を果たしている機関であります。

この研究所は、特別支援教育における実践的な研究を総合的に行うだけではなく、特別支援教育に関わる専門職の研修などを通じて教育の質の向上に貢献しております。その結果、特別なニーズを持つ子どもたちがよりよい学びの環境を享受できるよう支援しているのです。すばらしい施設でありました。現地を見ないと分からないことも多くございます。

職員の研修や子どもたちのクールダウンができる無響室のような部屋も必要であります。国の最先端の療育玩具を取り入れてあげたいと考えております。

これまで愛育センターにおいて見過ごされてきたとは思いませんが、破損や経年劣化等があるにもかかわらず、子どもの可能性を開く大事な発達段階のものを予算づけできず、見過ごされてきたのではないかと疑問に思っております。本来、児童発達支援センターの役割とは一体何なのでしょうかと、とても残念でございます。療育に関わる学びの特徴も機能性も含めて子育て支援部担当課が直接手に取り、触れたり、その療育の目指す効果を調査していただきたいです。療育玩具をはじめとする環境を整えることこそが心身ともに健全な最も優先されるべき愛育センターの整備と考えます。

御寄附から始まった園庭整備の事業計画であります。本市が財政難の中、子どもたちへの真心の御寄附をいただいたことには真心でお応えしていきたいものです。

市長の市政方針にありましたように、インクルーシブは必ず前進させなくてはなりません。

これまでの質疑の中で、園庭整備に関わることを確認させていただきました。そこで、本市のインクルーシブ遊具の導入等に関わる事業として、土木部が先に取り組みされてきたインクルーシブを取り入れたことと関連する課題でありますことから、事業計画にはその目的が非常に重要であります。令和7年度からインクルーシブ遊具が次々に導入予定でありますことから、それも含めまして、利用されている方にお応えすることが重要であります。

この課題を整理いたしたく、土木部への本分科会の出席要求を求めます。

○高橋紀博委員長 ただいま駒木委員から土木部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 本市においても、令和7年度に旭川市初となるインクルーシブ遊具の導入として、試行的に忠和公園にインクルーシブ遊具が5基設置され、いよいよ雪解け頃から供用開始となります。続いて、秋には旭山動物園のインクルーシブ遊具の導入計画、令和8年度に愛育センターの施設整備の更新にインクルーシブ遊具の導入予定があります。

その特徴が生かされたそれぞれのコンセプトがあると思いますが、旭山動物園に関しましては、Universal MaaSの実証事業として、障害の有無にかかわらず観光できるスポットとして採択をされています。インバウンドもコロナ禍前の水準にまで達し、来園されていますことから、子どもたちをはじめとする多くの来園者にメッセージ性があるものとして、日本一を誇る旭山動物園にインクルーシブ遊具の導入を昨年の第2回定例会において私の一般質問で求めてまいりました。

本市の都市公園整備にインクルーシブ遊具の導入が検討されていますことから、インクルーシブ遊具は、単なる遊具ではなく、その展望に立ち、多角的に捉えるべきであります。あらゆる角度からの調査研究を進めていくべきであり、その場所におけるコンセプトとなる土台がなければ、持続可能な未来への建設はできません。10年後、20年後に、さらには、30年後、50年後に子どもたちにどんな未来を託したいのか、このまちの発展のために物理的な、技術的なことだけではなく、障害の有無にかかわらずというのは既に当然のこととして、国籍も年齢も性別の差異も超えて将来的に誰もが遊べる広場のインクルーシブ遊具としての確立を目指すべきと考えております。

ここで、土木部に質問いたします。

本市初となる忠和公園にインクルーシブ遊具を設置することになった経緯とどのように遊具を選定されたのか、改めて確認をさせていただきます。

○和田土木部公園みどり課主幹 忠和公園は、緑豊かな環境の中で誰もが日常的に健康運動を楽しめる公園をコンセプトとした総合公園であり、身体障害者駐車場が整備されているほか、駐車場から各施設まで車椅子でアクセスできる園路もあることから、体育館で車椅子バスケットを楽しむ方やジョギングコースで補助する方をつけてランニングする方もいらっしゃるなど、障害の有無にかかわらず、健康増進や体を動かすことを目的とした利用者が多い公園となっております。

今回の遊具の更新整備につきましては、そうした利用状況や公園のコンセプトを踏まえ、障害の有無や年齢、性別等に関係なく、誰もが遊べる場としてインクルーシブ遊具の設置がふさわしいと考えたものです。

また、設置する遊具の選定につきましては、地域の市民委員会をはじめ、近隣の小学校、幼稚園、保育園などに協力していただき、子どもたちなどから意見聴取を行ったほか、実際に障害を持たれている子どもやその保護者の方からも意見をいただき、それらの意見を参考としながら選定を行っ

ております。

○駒木委員 令和5年第3回定例会一般質問でインクルーシブ遊具を導入すべきと公園に関する質疑を行いました。そのときの御答弁では、試行的な取組として忠和公園にインクルーシブ遊具の設置を予定しているということでありました。

今年度、忠和公園に設置を完了し、運用が始まると思いますが、インクルーシブエリアとして5基が設置されます。忠和公園にはバリアフリー化された駐車場もありますし、ほかの都市公園や公園よりも適した場所であることも理解できます。

地域の市民委員会をはじめ、近隣の小学校、幼稚園、保育園などに御協力していただき、子どもたちなどからの御意見聴取を行ったほか、実際に障害を持たれている子どもやその保護者の方から御意見をいただき、それらの意見を参考としながら選定されたとのこと。公園全体での遊具スタートを進めるよりも、エリア別にあることで障害がある子どもも安心した遊びからスタートでき、始められることは、本市初の取組としてスモールスタートであり、さらなる向上を目指すものと受け止めております。

インクルーシブとは何か、表示をされた案内パネルがインクルージョンの柱となるものです。そのパネルを設置していただけることについても公明会派からの代表質問にて今津市長より御答弁をいただいております。実際、道内初のインクルーシブ公園が誕生した札幌の農試公園でも当初は混乱が生じたことを現地視察で伺いました。利用者の御意見を聞き、いただいた意見を参考として、今後の整備に生かしていくことが肝要であると考えております。

今後のインクルーシブ遊具の整備に関して、公園を整備する立場の土木部公園みどり課の認識をお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 インクルーシブ遊具の整備につきましては、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず、全ての人が学び、遊ぶことができる環境を提供することにつながることから、インクルーシブなまちづくりを推進する上でも非常に効果的であると考えております。

現在、各公園の老朽化した遊具の更新につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき実施をしておりますが、インクルーシブ遊具の導入に当たっては、導入効果が高い公園の選定や駐車場などからのアクセスなど、公園全体のバリアフリー化といった課題の整理を行った上で、関係団体や利用者など、広く意見を伺いながらインクルーシブの取組を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 公園を整備する立場からそのお考えをお伺いいたしましたが、インクルーシブ遊具の整備に関しては、先ほど子育て支援部にも確認させていただきましたように、愛育センターの園庭整備がありますことから、子育て支援部の関係部局との情報共有が次年度においてますます大事であります。

土木部としての関係部局との情報共有に向けた見解を確認させてください。

○富岡土木部長 インクルーシブ遊具の整備に関わる関係部局との情報共有ということについてはありますけれども、土木部では、安全、安心な施設としてどのような遊具を整備すべきか、地域の方々や利用者などの意見を聞きながら技術的な観点から検討を行っておりますけれども、特に、インクルーシブ遊具の導入に当たりましては、障害や福祉に関係する方々の意見であったり、実際に遊具を利用する子どもたちの意見を参考とすることが大切でございますので、そうした関係の部局

と連携し、情報共有を図りながら効果的なインクルーシブ遊具の整備を進めていかなければならないと考えております。

○駒木委員 土木部が整備に関して、ハード面では私が申し上げるまでもなく、安心、安全な技術や点検に最善を尽くされています。都市公園に関わる遊具の整備に当たっては、少子化もあり、老朽化した遊具などの施設整備にはスリム化も図られています。市民の方には一定の御理解をいただけるものと受け止めております。一方で、愛育センターの園庭整備を進めようとする子育て支援部と公園の整備を進める土木部ではそれぞれソフト面での議論が尽くされていないと受け止めております。

このように感じるのは、そもそもインクルーシブ遊具が利用する方々にもたらず効果検証を他都市の事例調査がなされていないこと、先進的に導入されました東京都世田谷区をはじめ、全国多くの自治体で続々と導入をされてきております。実際、私も2年前に農試公園を視察してまいりましたほか、沖縄、九州などのインクルーシブ遊具の視察に行っていました。

道内の積雪地である近い札幌市農試公園におきましては、2千400万円が一番大きい大型遊具でありましたが、安価である回転式遊具が保護者から見守れる円形のベンチがセットで最も人気でございます。全国の公園でも断トツで人気があることがその背景にはあります。円になるベンチで保護者間の交流が生まれる特性があります。そういったことはインターネットの情報やカタログからはなかなか見えないものでございますので、ぜひとも現地の視察を取り入れていただきたいと思っております。

また、遊具の案内パネルが必要不可欠であることも分かりました。そのパネルには、遊びを通して助け合う心を育むなどが多岐にわたり子どもにも分かりやすく明記されております。意外と知られていないことですが、インクルーシブ遊具にはアルファベットや視覚障害者が分かりやすい展示パネルもあります。下肢不自由の子が滑り台を滑っても痛くないようにゴムチップの整備がありますが、軟らかいゴムチップの深さが8センチ、こちらは高額にはなるんですが、そういったクッション性があるのも実際に触っていただきたいなと思っております。これが大変に好評であります。

また、独りになりたいときにはクールダウンできる場所が遊具にもあります。その説明をここでも分かりにくくて大変に申し訳ありませんが、持続可能な整備をされるならば、しっかりとそういった特徴をつかんだ上での遊具の選定を進めていただきたいものであります。

ほかに、国籍も超えてSDGsの目標であるインクルーシブであります。

本当にこのインクルーシブには広い意味があって、深いなと日々頭を悩ませますが、本市においても海外からの移住者が増えてきている実情があります。私自身も将来的にそういった海外の国籍を超えて、移住者が旭川に将来的に増えるのではないかというふうに思っております。実際、この半年の間、イギリス、ドイツに在住の御家族から本市の小学校に入学したいとの相談が寄せられております。

市内の小学校を紹介させていただきましたが、インクルーシブの特徴に障害をお持ちの方とのイメージがつきやすいですが、決してそれだけではありません。しかしながら、子育て支援部、土木部、また、障害福祉課にお聞きしたところ、インクルーシブについて聞いたことはあるとおっしゃいますが、遊具から得られる効果など、具体的な特徴はつかめていないように受け止めております。

先ほども申しあげました海外からの移住などから、様々な子どもの遊び場については見直しをしなきゃならないときに来ているのかなと感じております。

持続可能という言葉調べれば情報はあふれておりますが、こういった言葉は議論の上では簡単で容易なことだと思っております。調査なくして発言なしは私の信条であります。格好をつけるわけではありませんが、本当の意味でのインクルージョンの構築に本市が乗り遅れるわけにはいかないと危機感を持っております。

最後に、中村副市長にこれまでの質疑から率直な御意見を求めたいと思います。

○中村副市長 愛育センターと土木部のインクルーシブ公園についての質疑がございました。

私も子育て支援部長をやっていたときがありますが、愛育センターのインクルーシブ遊具というのはやはり課題であったのかなと考えております。

それは、障害のある方が遊びたいという気持ちというものを大切にするのは当然ですけども、小さい子どものうちからそういった遊びたい障害を持っている方がいる、逆に、先ほど来、愛育センターのほうで答えておりますけれども、地域の保育園への開放ということも言っています。それは、地域の保育園に通っている子どもたちが小さい頃から、小さいときは、恐らく、障害を持っている子どもとか、障害を持っていない子どもということをあまり意識しないで一緒に遊べるんじゃないのかなとずっと思っていて、愛育センターにインクルーシブ遊具を導入するときにも地域開放をぜひ行ってほしいという思いを私は伝えてきたつもりです。そういったことで、障害がない子どもさんも障害を持っている子どもさんも、特別ではなく、子ども同士で遊べるようになっていくようなつながりづくりを小さいうちからやっていくことが大切なのかなと思っています。

そして、忠和公園等のインクルーシブ遊具についても、一定程度年齢が大きくなった子は、今度は頭で分かるといいますか、先ほど言いました表示板のことはもちろん、遊具がどういうものなのかを分かっていたきたいというところもありますし、親御さんにも来ていただき、ああ、そういうものなんだということを知ることが必要になってくるなということで、それには、先進地の視察だとか、どういう形でスムーズに導入しているのかというようなことをやっていかなければならないと思っております。

その上で愛育センターのことに戻るわけですけど、愛育センター、あるいは、地域の保育園で育った子どもたちが、何の違和感もなく、今度は地域の公園、忠和公園なりで、障害のあるなし、あるいは、先ほど委員もおっしゃっていましたが、障害だけではなくて、海外からの移住者も全然違和感なく一緒に遊べるような社会とすることが一番大切なのかなと考えております。

○駒木委員 副市長、大変にありがとうございます。

本当に副市長のおっしゃるとおりだなと感じております。子どもの遊び場について、少子化は進んでは行きますけれども、そういったところを一つ一つ見直しながら、土木部と子育て支援部で旭川の子どもの放課後の時間を——本当に遊び場についてはいろんな声がございます。ぜひとも、旭川で子育てしたいと思えるまちに、また、子どもたちに公園での思い出が残るような、旭川はデザイン都市でもありますし、ここでくつつけるのはどうかなとは思いますが、そういった未来ビジョンを子どもの世界観で描いてあげたいと思います。誰しもそう思っていらっしゃると思いますが、少しずつでもいいので、どうか情報共有をしながら進めていただきたいと思います。

この項目については以上であります。

○高橋紀博委員長 駒木委員に確認しますが、ここで土木部は退席ということによろしいですか。

○駒木委員 はい。

○高橋紀博委員長 それでは、土木部につきましては、退席していただいて結構です。
引き続き、御質疑願います。

○駒木委員 自動車文庫についてお伺いします。

昨年の第4回定例会一般質問で、買物公園エリアの社会実験、まちにち計画の実験、効果検証と今後の方向性について質問をいたしました。中心市街地の活性化を目的に昨年に実施いたしました買物公園エリアの社会実験、まちにち計画で図書館の自動車文庫のバスについて配置の御検討のお願いをさせていただきました。

そこで、自動車文庫についてお聞きしたいと思いますが、自動車文庫の仕組み等についてお示してください。

○登野社会教育部次長 旭川市には、図書館が中央図書館のほか、末広、永山、東光、神楽の4つの地区館と公民館などの中にある10か所の分室がありますが、それらの図書館から地理的に遠い市民にも本を届けられるよう、自動車文庫を実施しております。

この自動車文庫は昭和44年から行っており、現在、2台のバスに対して、運転手と図書館司書を含めた5名体制で運用しており、各図書館から一定距離の要件を満たした市内58か所の自動車文庫のステーションを月に1度ずつ巡回しております。

○駒木委員 昨年11月、中央図書館にて図書館まつりに参加させていただきました。本当に大盛況で、翌日の新聞にも大きく掲載をされておりました。中でも、入り口で目を一番引いたのがバスでございました。見た瞬間に様々な可能性が浮かんでまいりましたが、自動車文庫のバス以外で図書館ではどのようなイベントが行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○登野社会教育部次長 昨年11月2日、3日に開催した図書館まつりではありますが、毎年、文化の日に図書館ボランティアさん約200人が実行委員会を組織し、実施していただいております。

今回は、中央図書館30周年記念として初めての試みであります、読んだ本の内容をお薦めし合い、誰が進めた本を来場者が読みたくなったかを競うビブリオバトルを高校生対図書館司書で行いました。そのほか、図書館発見ツアー、子どもたち向けの読み聞かせやパネル展示などを行い、約1千人の来館者があり、中でも自動車文庫のバスは大人気で、270人の利用がありました。

図書館まつり以外では、自動車文庫のバスで小学校へ読み聞かせに行ったり、管内では、ボランティアさんや図書館司書による年800回に及ぶ読み聞かせのほか、夏・冬休みには小学生を対象に工作なども行っております。

また、今年度からは、おやこ応援課、w a k a ・ b a での乳幼児健診会場で読み聞かせを行うなど、子どもを中心に多くの定期的なイベントを行っております。

○駒木委員 自動車文庫のバスは大人気で、270人の利用があったことが分かりました。

また、自動車文庫のバスで小学校へ読み聞かせに行ったり、管内ではボランティアさんや図書館司書による年800回に及ぶ読み聞かせがあり、本離れが懸念されている中でもこのように取り組まれています。私も含めて知らない方が多いのではないかとの印象もあります。

バスは音楽も鳴り、わくわく感があり、子どもにも喜ばれると思いますが、周知方法とその利用

実績についてお伺いします。

○登野社会教育部次長 自動車文庫の実績についてであります。令和5年度では6千60人の利用者と4万784冊の貸出しがあり、一定の利用実績があるものと認識しております。

また、図書館に関わる周知につきましては、これまでも様々な図書館活動を図書館のフェイスブック、ホームページのほか、新たに市のホームページでもPRをしているところではありますが、今後につきましては、様々な機会を捉え、周知に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 令和7年度の地域振興部で実施される予定のまちにち計画、買物公園エリアのさらなる来街促進や滞在できる環境の充実に向けて、バスキングエリアで実現した気軽に公共空間を利活用しやすくなるための機能など、様々な課題の整理と対応をされております。

私も、実際に人工芝やストリートファニチャーなどが配置されているところに座り、いつもとは異なる風景、雰囲気居心地のよさを感じました。ファニチャーで読書する学生を昼も夜もよく見かけてきました。

買物公園に移動図書館バスがあることを想定すると、子育て世代包括支援センターwaka・baもありますし、こども向け屋内遊戯場もりもりパークもあります。買物公園エリアに移動図書館バスがあれば全世代にとってより充実した空間になるのではないかと感じております。

改めて、まちにち計画社会実験期間の自動車文庫の配置は可能でしょうか、見解をお伺いいたします。

○登野社会教育部次長 まちにち計画における自動車文庫の配置につきましては、地域振興部と連携を図り、令和7年度に全日程ではありませんが、参加する方向で検討を進めております。こうした機会に、自動車文庫を含め、図書館のPRに努めていきたいと考えております。

○駒木委員 参加する方向で検討を進められていますこと、ありがとうございます。先ほども申し上げました本離れの解消を目指す取組にもなると思います。

ここで提案でございますが、愛媛県松山市ではナイト図書バスとして、夕方から夜にかけて中心部のまちなかで展開されております。仕事帰りの方やふだんはなかなか図書館に出向けない方々にも大変好評であり、まちのにぎわいづくりに貢献されております。

自動車文庫がまちにち計画の期間中に、親子や若者をターゲットとした昼の時間帯、仕事帰りや学生などが立ち寄りやすいナイトタイムの時間帯の検討も入れていただきたく思います。検討の余地はあるかと思しますので、よろしく願いをいたします。

買物公園のにぎわいには異色のコラボが必要と考えております。

買物公園のにぎわいだけではないのですが、様々な大手企業が乗り出した異色のコラボが主流となってくるのではないかと、これは私の勝手な見解ではあるんですけど、そういった1つだけの催事などでは外出機会の判断基準にはなりにくいとは私は考えております。何でも自宅から近くで事が済む生活になっておりますが、一步、中心市街地に行く、その動線には必ず2つ以上のものがなければ外出の機会はないというふうに私は思っていて、それは旭川であっても変わらないかなと、何の根拠もないんですけど、私は思うんですね。

そういった異色のコラボってということで、今までの図書館は昼とか午後5時までっていう時間帯から、移動図書館バスで、しかも、夕方や夜にもあることでより近くのものに感じられるようになると思います。

あと、ブラリーというキャラクターはとってもかわいいと思います。あぁいったものを移動図書館バスの中で隠れミッキーみたいに描き、子どもの遊び心をくすぐってはどうかでしょうか。それは大人でも心をくすぐられると思うんですね。そこで初めてブラリーちゃんを知ってもらうなどもあるかと思います。それで人気が出るかどうか分からないですけど、そういったことも一つの手段ではないかなと考えております。そういったことも併せまして、ナイト図書バスとしての自動車文庫の配置をご検討いただければと思います。大変にありがとうございます。

この項目については以上であります。

続いて、おやさサポートウィークエンド事業費についてお伺いいたします。

おやさサポートウィークエンド事業費の概要についてお伺いします。予算の内訳についてお示しください。

○柴田子育て支援部おやさ応援課主幹 旭川市おやさサポートウィークエンド事業は、アクセシビリティが高い市中心部において、妊娠期から利用できる居場所を提供するとともに、学び、楽しさ、安心の3つの視点から多様なサポートプログラムを実施することで、妊娠期から乳幼児期まで一貫した切れ目のない支援に資することを目的としており、毎週末にw a k a ・ b a のプレイルームを活用し、妊娠期から未就学児の子育てを行う世帯向けの講座やイベントを開催するおやさ応援プログラムと乳幼児が安全で楽しく遊べる空間をつくるおやさわくわくひろばを令和6年度から委託事業として実施しております。

事業費につきましては、令和6年度はおやさ応援課管理事務費内で計上していましたが、令和7年度は、おやさサポートウィークエンド事業費として事業科目を別にし、2千453万9千円を計上しております。

内訳としましては、委託料として784万1千円、施設使用料として1千669万8千円となっております。

○駒木委員 おやさ応援プログラムとおやさわくわくひろばは、令和6年度から始まったばかりのイベントですが、大変に好評の声を私にもいただいております。インスタグラムを見ても情報発信が積極的であり、子育て世代には立ち寄りやすいきっかけにもなります。具体的にどのようなことを行っているのでしょうか、改めてではありまするが、確認をさせていただきます。

○柴田子育て支援部おやさ応援課主幹 おやさサポートウィークエンドは、毎週土曜日及び日曜日の午前10時から午後2時まで開場し、おやさ応援プログラムとおやさわくわくひろばを開催しています。

おやさ応援プログラムでは、妊娠期から未就学の子育て世帯を対象に、妊娠、出産、子育てに関する講座やイベントを実施しております。

具体的には、妊婦とその家族等が産後の生活をプランニングするプレパママ教室、いやいや期の理解と関わり方、子育てコーチング講座など、子育て期の困り事をテーマにした講座や親子で一緒に参加できる親子ヨガ、助産師による相談会等を開催しております。

また、おやさわくわくひろばでは、発達段階に応じた玩具を月替わりで設置し、親子で遊びながらゆっくり過ごせる空間を提供しています。

○駒木委員 週末の土日のこういったプログラムがここまで広がりを見せた、しかも、新規事業でここまで進められたのは、この先、好調の動きになっていくんじゃないかなと期待をしているとこ

ろではありますが、令和6年度の利用者数についてもお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 本事業は、準備期間を経て、令和6年6月に開放事業を開始し、令和7年1月末まで69回、利用者数は2千732人、1日平均の利用者数は約40人と、月を追うごとに増えております。

○駒木委員 子育て世代にとっては気軽に立ち寄れる居場所が求められていますし、ますます求められてくると思っております。

こうした利用実態で1日平均40名は多いほうではないでしょうか。ほかに利用者の反応について詳しくお伺いさせてください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 毎回の利用者アンケートでは、95%の方が大変満足、満足との回答をいただくとともに、専門的な話を聞き、日々の子育てのヒントをもらった、悩みを聞いてもらい、気持ちが楽になった、ちょうどよい広さで遊びやすかった、プレイルームやベビールーム、授乳室がいつもきれいなど、高評価をいただいております。

また、公式Instagramのフォロワー数も日を追うごとに増えており、本事業を好意的に捉える方が広がっているものと認識しております。

○駒木委員 令和6年6月から事業を開始し、同時にInstagramを開設されたことで広がりもあったことと思います。95%の人が大変満足ということが分かりました。

もうすぐ1年を迎えますが、本事業の課題や次年度に向けた取組についてお示しください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本事業の開始に当たりましては、waka・baに母子健康手帳の交付や乳幼児健診で訪れる機会はあるものの、この施設が担う役割とされる妊娠期から乳幼児期まで利用できる居場所であるという認知についてはまだまだ不十分であるという課題を持っておりました。

昨年6月の事業開始から月を追うごとに利用者が増えており、利用者アンケートでは、利用しようと思ったきっかけとしてInstagramと回答された方が最も多いことから、引き続き、waka・baが気軽に利用できる場としてより一層認知していただけるよう、周知の工夫を図ってまいります。

また、実施内容につきましては、おやこ応援プログラムで行う講座を見直し、地域の実情とニーズを踏まえ、開催回数の増加や周知方法を工夫するなど、より多くの方に有益な情報が届くよう改善を図ってまいります。

おやこわくわくひろばにおいては、親子が個々に遊ぶだけではなく、様々な家族と交流を通じて育児の状況的学習を推進し、育児力や自己効力感の向上が図られますよう、親同士が活発に交流できるような仕掛けも検討してまいります。

○駒木委員 親同士が活発に交流できるような仕掛けは孤立してしまいがちな子育て世代には温かみのある空間になりますことから、新たな仕掛けを大いに展開していただきたく期待しております。

先ほど御答弁いただいた中で、waka・baのプレイルームやベビールーム、授乳室がいつもきれいとの評価でありました。私も視察をさせていただきましたが、利用するお母さんや子どもに配慮されたつくりであり、こうした清潔で使いやすい授乳室が増えてほしいと思いました。

本庁のここの3階にもございます。決してそこで歯磨きをする職員はいらっしゃらないかと思いますが、授乳室は、赤ちゃんに授乳したり、おむつ替えをするようなことが主な利用であります。

何らかの事情で搾乳のために授乳室を利用したくても、1人で授乳室を利用することにためらいがあったり、赤ちゃんと一緒にではないために、人目を気にして授乳室の使用を遠慮したりする方がいると聞いております。

なお、北海道から北海道赤ちゃんのほっとステーション登録促進事業実施要綱の一部改正等についての通知が来ていると思います。その通知の一部抜粋ですが、搾乳される方への配慮として、授乳室スペースへの掲示等について御協力をお願いしますという内容でありました。この要綱は令和6年12月12日から施行する搾乳マークの掲示の御協力の内容でありました。

搾乳のできる環境を整えることはとても大切です。産後間もなく復帰されるお母さんも増えておりまして、その需要はより高まってくると思っております。そんなお母さんの御要望にお応えしている取組が、授乳室などで搾乳できることを知らせる搾乳マークがあります。

搾乳は、2千500グラム未満の低出生体重児を出産した母親が抱える悩みの一つであります。低出生体重児はリトルベビーとも呼ばれております。

人口動態統計によると、2023年は7万人が2千500グラム未満で誕生しました。約10万人に1人の割合で横ばいであります。授乳室に搾乳のため、1人で入ることに周りから不審者のように見られたり、トイレの個室を使うしかなかったと、周りの目線や言葉に悪気がなくても、搾乳のために授乳室に入るハードルが高いことが分かりました。つらい悩みを抱えているお母さんは全国に多くいらっしゃいます。

北海道赤ちゃんのほっとステーション登録促進事業実施要綱の一部改正等について通知がありましたことについて私からもおやか応援課に2月に確認をさせていただきました。早速、周知をされているとのことでありますが、この要綱は令和6年12月12日から施行すると明記をされておりましたが、本市としてはどのように周知啓発を進められていくのでしょうか、お伺いをいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 北海道では、授乳やおむつ替えの両方ができるスペースのある施設を、事業者の申請に基づき、赤ちゃんのほっとステーションとして登録し、北海道公式子育て支援サイト、ハグコムで紹介するなど、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めております。

こうした中、出産後の女性の中には、授乳のほか、赤ちゃんが入院中であつたり、授乳期に復職したなどの理由で搾乳が必要な方もおり、これらの方が子ども連れでなくても授乳室を気兼ねなく使っていただけるよう、令和6年12月9日付で北海道から登録施設に対し、搾乳でも利用できる旨の掲示をすることについて協力の依頼があったところでございます。

本市も登録事業者の一つとして依頼を受け、赤ちゃんのほっとステーションに該当する施設に対して搾乳マーク掲示について周知をしたところであり、その搾乳マークについて本庁1階及び3階で既に掲示させていただいており、今後もその状況について確認していきたいと考えてございます。

○駒木委員 授乳室は、赤ちゃんとお母さんだけではなく、子育てに関わる様々な方に優しい場所であってほしいと願っております。本市で開催される各イベントにおいても授乳室、搾乳室を設置する場所があるかと思えます。

先月、旭川冬まつりに行ってまいりました。誰にでも優しい会場づくりとして、観光ボランティアの御案内をされている場所を拠点として、昼から夜まで、2日間、調査をしてみたいと思っております。大人のおむつ交換場所としてユニバーサルトイレが会場内に2か所ありまして、混雑時はそういった

授乳室を使うことがある、また、御案内をすることがあるということが分かりました。

また、車椅子を御利用の方も広いスペースが必要になってきます。車椅子で大人のおむつをされている方ですが、そうなれば授乳室への御案内になってしまうようでありました。

こうした本市のイベントにおける授乳室の状況は把握していますでしょうか、お伺いいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 授乳室の把握についてでございますけれども、今般行われました冬まつりに関しましては実際の現場は確認いたしておりませんが、授乳室が設置されていた場所において、設備の内容や安全面、また、衛生面でも問題があったというふうに向ってございます。

○駒木委員 観光スポーツ部の菅原部長からもこれはないと言われる、現地を確認してござっております。

今年の冬まつりも82万人超えの来場者と大盛況でございました。今年は特に訪日外国人のお客様の姿も多く見受けられました。最終日の打ち上げ花火は、見渡す限り、会場の皆様が楽しめる内容でありましたが、世代を超えて、国籍も超えて、ここは旭川じゃないんでないかというぐらい訪日外国人、インバウンドの人であふれておりました。そういった一体感に包まれた会場に本当に感動された方も多くいらっしゃったことと思います。

しかしながら、旭川冬まつり会場に設置されておりました授乳室が残念でありました。プライバシーが守られるはずの鍵がついていなく、入り口ドアはガラスで中が見える臨時のつくりでありました。また、飲食で混雑する冬マルシェの会場の中にしか設置場所はつくれなかったのか、疑問であります。

人の出入りが少ないプレハブはほかにもあったはずと思いますが、不衛生と見られるところで授乳したいとは思えないわけです。授乳室使用を目的としない来場者の方から見ても、旭川冬まつりの会場でありましたが、残念な印象であります。旭川の子育てに優しいまちづくりの印象が一気にマイナスイメージに転換されてしまいます。冬の一大イベントだからこそ、準備を進められてきたからこそ、そこに落ち度があるともったいないぐらい残念であります。

今年は、間もなく行われるあさひかわ菓子博などのイベントが数多く控えております。子育て支援部として、利用者に寄り添った授乳室をどのように広めていかれますでしょうか、見解をお伺いします。

○向井子育て支援部長 イベントに参加される市民や市外から訪れる観光客にとりましては、その場面、場面の出来事が旭川市全体のイメージにつながるものと考えており、そうした臨時的な場所に設置する授乳室においては、水回りや設備、重機など、制約があるものとは思いますが、できるだけ配慮がなされた環境において気持ちよく使っていただき、市民だけではなく、観光に来られる方にも、来てよかった、また旭川に行きたいと思っていただけるものでありたいと考えております。

また、先ほど委員からも御案内がありました菓子博が今年5月に開かれる予定となっております。また、そのほか、大きいものから小さいものまで、様々なイベントがございしますが、多くのイベントで市に関わりがあると考えております。

母乳にしる、ミルクにしる、授乳については、私も数十年前の記憶になってしまいますが、やはりお母さんというのはそのとき子どもに集中しています。本当に無防備な状況になるのかなと思います。ですから、何はともあれ、安全な環境であるということが本当に大変重要であると思っております。

そういった考えもありますので、まずは、市の各部局に対しまして、授乳室におけるチェックポイントを、例えば、先ほど委員からございました鍵がかけられるということですが、これがないというのは本当に考えられないかと私も思います。そういったことであるとか、おむつ替えができるかなど、そうした留意点を例示するなど、プライバシーが保たれ、そして、衛生的であるということも大変重要だと思います。

お母さん方が安心して、そして、快適に利用できるような授乳室が設置されるよう、今後は各部局にも周知をしていきたいと考えております。

○駒木委員 ありがとうございます。

本来ですと、イベントを開催する関わりのある担当部局から授乳室などに詳しい子育て支援部に留意点などの確認ができる流れをつくっていただきたいところであります。また、その確認もなかったことに不思議さを感じております。

冬まつり会場におきましては、観光スポーツ部が少数精鋭で冬の一大イベントを盛り上げるべく、会場づくりに御尽力をされておりました。阪急スライダーの滑り台に長蛇の列で並ぶ子どもたちのために疲れも見せず盛り上げ、大雪像でのステージでの進行など、手が抜けないほどに走り回っておりました。それでも、きっとあの残念な授乳室の不快さには気づけなかったのでしょうかとはならないわけです。

子育て中のお母さん以外でもあの授乳室はないわと思われた方が多くいらっしゃると感じております。飲食店に行ってもトイレが残念だと全てが台なしになるといったことと変わらないかなと思っております。

また、今後、インバウンドの観光需要はますます高まってまいります。海外のお客様には結構ドライな方も多く存在します。こういうところで旭川の印象が悪く、つまりはなりませんので、連携したさらなる取組をお願い申し上げたいと思います。

この項目については以上であります。

続いて、校内教育支援センター推進費について質問をさせていただきます。

これまでも各委員から質問もあったかと思いますが、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

校内教育支援センター推進費についての質問に入ります。

私からは、校内教育支援センターに配置される支援員はどのような役割を担うのでしょうか、改めてではありますが、確認をさせていただきます。

○田村学校教育部教育指導課主幹 支援員につきましては、通室している生徒がいる場合やオンラインによる支援を行う場合は、校内教育支援センターに常駐し、それ以外は、校内巡回により生徒の見守りや声かけを行うほか、家庭訪問を行うことなどを想定しております。

生徒の学習の遅れなどの不安を軽減するとともに、校内に安心して過ごせる環境を保障することにより、通常の学校生活への復帰や社会的な自立の促進に取り組んでまいります。

○駒木委員 モデル校以外の中学校に在籍している生徒が不登校となり、校内教育支援センターに通室したいと考える場合も想定されると考えます。

モデル校の中学校に転校することは可能でしょうか。また、不登校児童が小学校から中学校へ進学する際にも同様の対応は可能でしょうか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 児童生徒が不登校となった場合につきましては、まずは、在籍する学校において、登校再開に向け、可能な限りの支援を行ってまいります。

モデル校以外の中学校に在籍している生徒が校内教育支援センターに通室する場合、転校先で同級生や教職員と人間関係を築くことになるなど、新たな困難も生じることが考えられます。このため、在籍校での支援に改善が見られず、モデル校の校内教育支援センターへの通室を希望した場合には、当該生徒に状況を確認しつつ、保護者とも協議を重ね、学校長の意見を踏まえた上で、当該生徒の状況の改善を図るためにやむを得ないと教育委員会が判断した場合は転校を認めることになります。

また、小学校から中学校へ進学する際に、校内教育支援センターへの通室希望により、区域外のモデル校への進学を希望する場合も同様の対応となります。

○駒木委員 新たな困難も生じることが考えられることが分かりました。

モデル校と聞くと、転校と進学を希望する当該生徒や御家族が一定数いるのかなどの想定でしかありませんが、思うところがあります。状況の確認のために努めていただきたいと思います。

各学校の授業時数は国の規定にも定められておりますが、不登校児童生徒には該当しますでしょうか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 各学年の授業時数につきましては、学校教育法施行規則において年間標準授業時数が定められており、各学校においては、これを踏まえながら、各教科等の指導計画を作成し、授業を実施しております。また、児童生徒が欠席した場合についても、学級全体の授業時数は変わらないため、計画の変更は求められませんが、学校は可能な限りの学びの保障に努めております。

とりわけ、不登校の児童生徒に対しては、過重な負担とならないよう、一人一人の心身の状況に十分配慮した上で、本人の意向も尊重しながら、学習支援など、社会的自立に向けた取組を行うことが重要であると考えております。

○駒木委員 御答弁にありました心身の状況と本人の意向が尊重されることが最も重要だと私も考えております。

保護者の中にも児童生徒と違った様々なお考えがある方がいると思いますが、その点から御家族に丁寧な説明が求められると考えております。

校内教育支援センターに通室する子どもたちにとって、豊かな自然に触れるなど、体験的な活動の機会をつくるのが効果的とも言われておりますが、必ずしもそれが効果的ではないということも感じております。例えば、南九州大学の視察に行きましたが、全国初、大学内に不登校支援学級をおととしに実証実験して、全国初の導入をされたんですね。そこへ11月に視察に行っていました。

なぜ大学内に設置されたかという、斜めの関係性がいいと言われていたからだと思います。親でも、学校の先生でもない、縦ではなく、斜めの関係だからこそ心を打ち明けやすいということで、そういった可能性が旭川市立大学にないのかなというふうには手繰り寄せてみたんですけど、市立大学は、学校の先生、教師を目指す専門の学科があるわけではありません。ただ、ゼミが充実しているんですね。御存じのとおり、居場所としての地域食堂や子ども食堂に出向かれていますので、その可能性はあるのかなというふうに感じております。

実際、コロナ禍のときに、児童センターの中でそのゼミが家庭学習を無料開放しておりました。皆さんはマスクで参加されていましたが、本当に大人気で、教師を目指すゼミの人たち、また、子どもたちがいて、不登校の子がいて、お互いにウィン・ウィンの関係なんですよね。それがとってもいいのかなと思いましたが、そこから学校に登校に向かったという児童生徒も見てきました。

こういった自然に触れる、太陽を浴びるとか、そういったことは健康にとっても十分にいいというのは分かっていることであるのですが、それだけが効果的ではないということは他都市の例を見ても思います。ここは慎重に進めていっていただきたいなと考えておりますが、そういった多角的な効果についての見解をお伺いいたします。

○末木学校教育部次長 体験活動は、豊かな人間性や価値観の形成、成就感や自尊感情の獲得、社会性や共に生きる力などの育成に効果が期待されておまして、学校の教育活動はもとより、教育支援センター、ゆっくらすにおいても外部講師を活用した様々な体験活動を実施しているところがあります。

校内教育支援センターにおきましても、通常の学習活動や教育相談のほか、豊かな自然との関わりは興味、関心を生かした創作・表現活動についても一人一人の状況に応じた対応を行うことが大切であると考えておまして、そうした活動の在り方につきましては、今後、学校や支援員とも協議を行いながら、児童生徒の自己肯定感の醸成や知的好奇心の涵養などを図る取組として進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 校内教育支援センターの設置が進められることに大いに期待をしております。

これまで、永山在住の方からも、ゆっくらすに通いたいけど、交通の便が悪く、通えないなどの声も寄せられておりました。ゆっくらすのそういった特徴にはご理解いただいている保護者の方があります。私が聞いていく中ではただただ交通の便が悪いついていう声が多くあったように私は感じております。

不登校は増加傾向であり、正直、2校以上の設置が望ましいところで、全校に配置したいところでもあります。そこで、まずは校内教育支援センターをモデル校となる2校の中学校に設置することに至った経緯について、これまで御答弁がありましたところではありますが、改めて確認をさせていただきます。

○末木学校教育部次長 本市の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、各学校において、自分の教室に入りにくくなった児童生徒が校内に居場所がなく、不登校になってしまうということを防ぎますことや、そうなった子の支援を行うために校内教育支援センターを設置するとしたものでありまして、本市校長会からも予算措置の要望があったところでもあります。

令和7年度におきましては、特に中学校で不登校が増加するという傾向にありますことから、生徒数の多い中学校2校にモデルとして支援員を配置しまして、支援の充実を図るとともに、成果を検証してまいりたいと考えております。

○駒木委員 ただいま御答弁がありましたように、本市校長会から予算措置の要望もあつたとのことが分かりました。

校内教育支援センターを本市の新たな事業として構築するに当たり、先進的に取り組んでいる事例を参考にされたのでしょうか、お伺いいたします。

○末木学校教育部次長 本市の校内教育支援センターにつきましては、既に取り組んでいる自治体

において、校内教育支援センターで児童生徒が過ごしていくうちに徐々に自分のクラスに入れるようになったことですか、学習支援により児童生徒の自己肯定感が高まるとともに、自分のペースで安心して生活できるようになったこと、前年度まで不登校であった児童生徒が登校できるようになったということなどの成果が報告されておりまして、こうした事例も踏まえ、本市の不登校や不登校傾向の児童生徒の状況が少しでも改善するよう、モデル校に設置し、その取組を評価検証していくこととしたものであります。

○駒木委員 本市として初の取組を評価検証されていく中で私も注視していきたいと思っております。

次に、現段階では、不登校ではなく、学校に登校した児童生徒が授業の途中からでも心身の不調を感じ、保健室に行くことがあるかと思っております。例えば、教室にいたくない、ほかに相談事があるなどと、理由は多様化していると思っております。このときの養護教諭の対応についてお伺いします。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 養護教諭につきましては、児童生徒が保健室に来室した際、心身の不調の訴えに基づき、病気がないか、背景に心の問題がないかを確認するとともに、日頃から学級担任などの情報交換や保健室への来室状況により、特に配慮を要する児童生徒に対しては個別のニーズに寄り添った対応をしております。

○駒木委員 不登校になる児童生徒にはその前段階での予兆が見られると思っております。例えば、親にも担任にも誰にも打ち明けられない場合、保健室の養護教諭が最も近い存在ではないかと考えられます。そういった場合の対応について何か共通認識としてあるものがあればお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 各学校においては学級担任以外でも話しやすい相手に相談するよう児童生徒に伝えており、児童生徒の健康や心理的な状況に応じて必要な支援などにつなげているところでございます。

そのような中、養護教諭はより身近な存在として専門性を生かしながら児童生徒の相談役としての重要な役割を担っていると考えてございます。

○駒木委員 保健室は安心できる場所でなければならないと思っております。特に、小学校高学年からは多感なときでもあり、心身の不調を訴えることもあります。保健室に来た子の様子を伺うのが養護教諭であると思っております。そのときの児童生徒の状況にもよりますが、何か心配事や言いにくいことを抱えていることももちろん想定されるわけです。

以前、保健室において養護教諭の不適切な対応があったことを保護者からお聞きしております。ほかの学校ではそのようなことはないとは思いますが、担任にも親にも誰にも打ち明けられない児童生徒が保健室に行き、SOSを出している場合もあります。発達段階の成長期において、昨日は元気でも今日は不調だということは大人でもあるのですから、子どもにとっては重大であります。

保健室は重要な役割を果たしていると思うのですが、その養護教諭の対応に児童生徒が不信感を抱いてしまえば、その時点で誰にも相談ができる入り口が途絶えてしまいます。配置された養護教諭としては、どんな児童生徒の対応であっても、保健室に来た児童生徒には、心身の不調がどうかは別として、まずは受け入れる体制を整えていただきたいです。今後、同じようなことが起きないようにどのように取り組まれるのでしょうか、見解をお伺いします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 社会環境や生活様式の変化に伴い、いじめや不登校が増加しており、児童生徒が抱える不安や悩み事は複雑かつ多様化しております。

こうした中で養護教諭の果たす役割は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒に対して、専門性や親しみを持って相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることなど、重要性を増してきております。このため、保健室の利用状況や相談内容について改めて確認し、研修会等を通じて、課題を各学校の養護教諭と共有するとともに、資質向上も図りながら、児童生徒から頼りにされる保健室となるよう、学校訪問などにより指導を徹底してまいります。

○駒木委員 この件につきましては、相談が寄せられた際に迅速に対応してくださった学校教育課学校保健課には深く感謝をいたしております。

先ほどの件とは別に、保健室に来た児童生徒が安心感を得て、心も体もすぐ元気になる場合もあります。もしかすると、それはサボりなのかもしれないと大人は考える場合があります。たとえばどんなサボりにも子どもには純粋な理由がしっかりあるわけです。いずれにしましても、保健室の対応については、児童生徒の心身に寄り添う対応を、いま一度、市内小中学校に御確認いただきたく思います。どうかお願いいたします。

この項目については以上であります。ありがとうございます。

続きまして、子育て世帯訪問支援費についてお伺いします。その概要と令和7年度予算額と内訳についてお示してください。

○草野子ども総合相談センター所長 子育て世帯訪問支援事業は、令和5年度に実施したヤングケアラー等支援事業と養育支援訪問事業の一部を再構築した事業でございます。

家事や育児等に対する不安を抱えた子育て家庭やヤングケアラーがいる家庭等の御自宅に訪問支援員がお邪魔して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行うものであります。

本事業は、御家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐとともに、ヤングケアラーのいる家庭に関しては、ケアを担う子どもの負担軽減につなげることを目的としており、そうした適切な支援を担うことができる事業者の委託により実施しております。

令和7年度の予算額は451万7千円であり、全額が委託料となっております。

○駒木委員 今年度の利用状況について、令和5年度に実施したヤングケアラー等支援事業の実績と併せて確認をさせていただきます。

○草野子ども総合相談センター所長 令和5年度のヤングケアラー等支援事業は、2世帯11回の支援にとどまりましたが、本事業に係る今年度の利用状況は、昨年5月から事業を開始して以降、1月末までに26世帯に対して366回の訪問支援を実施しております。

○駒木委員 令和5年度のヤングケアラー等支援事業は、2世帯11回と、昨年の予算等審査特別委員会の分科会では実態数の把握が少な過ぎる点から、潜在的ヤングケアラーの対象がいるのではないかとの質疑をさせていただきました。

今年度の利用状況は、昨年5月から一部再構築し、事業開始して以降、1月末は、26世帯に対し、366回の訪問支援を実施したということが分かりました。これは積極的な支援が行われたと評価すべき数字と見ております。

この支援でどのような成果が得られましたでしょうか。また、新年度に向けた課題認識についても、併せてお伺いいたします。

○草野子ども総合相談センター所長 訪問支援員は、おおむね週に1回、御家庭を訪問して掃除や調理を行うほか、保護者の方から不安や悩みを傾聴するなどして御家庭をサポートしております。

支援に入った御家庭からは、思っていた以上に負担が軽減された、苦手だった家事に前向きに取り組むことができるようになったなどの感想をいただいているほか、定期的に顔を合わせる中で、保護者や子ども、それから、御家庭の小さな変化に気づくということができたのは大きな成果だと認識しております。

そうした一方で、自宅に入られることを負担と感じて事業を利用することをちゅうちょしてしまったり、途中で利用を中断してしまう御家庭もありましたことから、必要な支援をどのように届けるかということは引き続きの課題であると認識しております。

○駒木委員 自宅に入ることが負担というのは実に多いことだというふうに受け止めております。

家事支援では課題があることが分かりました。こういった御負担にならない支援については、まず、信頼関係の構築が大前提であります。

子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのニーズ調査におけるヤングケアラーに関わる調査結果の概要についてお示してください。

○草野子ども総合相談センター所長 令和7年度を始期とする旭川市こども計画の策定に当たりまして、昨年度、子育て世帯の生活実態や子育て支援に関する事業の利用状況、あるいは、利用規模などを把握するために、市民5千人を対象にニーズ調査を実施いたしました。その中で、ヤングケアラーに関する質問項目を4つ新たに設けまして、ヤングケアラー状態の子どもがいるかどうか、いる場合、その子どもとの関係性、ヤングケアラーに対してどのような支援が適切か、ヤングケアラーがいた場合の相談先を知っているかという項目で聞いております。

調査結果の概要であります。回答者全体のおよそ2%となる49世帯の方が身近にヤングケアラーがいると回答されており、例えば、自分の子どもと同じ学校のお子さんなど、51名がヤングケアラーとして認識されております。

また、そうした子どもに対してどのような支援が望まれるかという問いに対しては、家事・育児支援が最も多く、回答数のおよそ37%、次いで配食サービスが27%、伴走型の相談支援が18%となっております。

○駒木委員 市民5千人を対象にニーズ調査を実施されたということですが、ヤングケアラーの対象となる方はどのようなことを求めているのか、また、知らないということがもう本当に細かく出ているな、参考になる調査結果だなというふうに受け止めております。

調査結果に対してどのような認識をお持ちでしょうか、改めて確認をさせてください。

○草野子ども総合相談センター所長 令和3年度と4年度に北海道が小中高校生を対象に実施したヤングケアラーの実態調査においても家族の世話をしている子どもが一定数いることが示されておりました。

また、今回のニーズ調査においても、回答した保護者の方がヤングケアラー状態のお子さんの存在というものを身近な関係性の中で認知しているということ踏まえ、本市においてもそうした子どもへの支援ニーズがあるものと受け止めております。

そのほか、アンケートでヤングケアラーの子どもに対して望まれる支援内容としても様々な回答が見られましたことから、家事・育児支援を行っている子育て世帯訪問支援事業にとどまらず、今

後も、子どものニーズを的確に把握し、それに応じた支援策を検討していく必要があるものと認識しております。

○駒木委員 調査結果を見ましても、ヤングケアラーについてはこういったような状態で、支援が必要な子はもっているのではないかと考えております。

昨年度もこの件で質疑をさせていただきましたが、家庭に入るヘルパー派遣はある程度の心の距離感が近くないと利用につながらないことも想定されております。その前段として、まずは信頼関係がなければ支援につながりません。例えば、配食支援によるきっかけ、先ほどの調査にも出ておりましたが、ここでは、兵庫県のヤングケアラーがいる家庭に配食支援事業として配食支援を行っております。配慮した食事を無料で届け、食を通じてケアラーを支える事業であります。そういったきっかけづくりから子どものヘルプサインを受け止められる取組として重要だと私は見ているところでありますが、所見をお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 ただいま御指摘のありました配食支援の取組というものは、御紹介いただいた兵庫県をはじめとして、東京都の品川区や千葉県の船橋市など、徐々に広がり始めていると思っております。

ヤングケアラーの子どもが一息つけるような効果や支援者と顔の見える関係となることでその後の支援のハードルを下げる効果も見込んだ取組だというふうに受け止めております。

ヤングケアラー支援に当たっては、子ども自身がヘルプサインやSOSを出せるようにすること、そのような際に、先ほど養護教諭の話もありましたけども、周囲の大人が気づいてあげること、それから、子どもの視点から心と体の苦しさを理解して受け止めてあげること、こうした要素が重要となりますことから、まずは、子どもがヘルプサインを出しやすい相談体制や身近な大人が子どものちょっとしたサインに気づけるような周知啓発に組んでまいります。

○駒木委員 そのようなヤングケアラーの支援には様々な関係機関との連携が非常に必要なことだと考えておりますが、認識と今後の見通しをお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 ヤングケアラーが置かれている状況や子ども本人の認識というものは様々でありまして、支援の在り方も個別性の高いものだと思っております。

子育て世帯訪問支援事業による家事支援だけではなく、既存の福祉サービスをはじめ、多様な取組を組み合わせる視点も重要であり、また、ヤングケアラーの問題は家庭の中に潜在化する傾向がありますことから、様々な関係機関がアンテナを高く張ることが大変重要だというふうに認識しております。

これまでも、要保護児童対策地域協議会をはじめ、地域包括支援センターの定例会議や民生委員児童委員連絡協議会等の場で子育て世帯訪問支援事業を入り口としたヤングケアラー支援に係る説明を重ねてまいりましたが、引き続き、必要な情報共有を図るとともに、適宜、支援の在り方等が検討できるよう、庁内外の関係機関としっかり連携を深めてまいります。

○駒木委員 アンケート結果からヤングケアラーという言葉が独り歩きして共通認識に立てていないようにも思えて危惧をしております。まずは、周囲の大人の気づきが、実態が把握できることにもつながり、重要であります。

実情をしっかりと発信することで現状知られていない相談先を周知することも非常に重要な課題ではないでしょうか、見解をお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 国においては、令和4年度から今年度までをヤングケアラー認知度向上の集中取組期間と位置づけ、ヤングケアラーの課題に関する理解促進を図る施策が展開されております。

昨年6月には、子ども・若者育成支援推進法も改正されるなど、ヤングケアラーという言葉自体の認知というものは大幅に進んでいるのであると考えております。

こうした認知が進む一方で、現在も、ヤングケアラーの子ども自身は家族のケアを自分が担うべき役割だというふうに強く自負して、自分自身のサポートの必要性を認識しづらい状況がまだあるのかなと思っています。

また、言葉の認知が進んだことで、むしろ、周囲の大人が当事者の子どもの思いを顧みずに、子どもが担う家族へのケアを否定的に捉えてしまって、むやみに支援を急ぐような傾向も一部で見られるように思っています。

今後も、子ども総合相談センターが中心となって、ヤングケアラーの社会課題や実情に関する啓発を着実に進めるとともに、関係機関等におけるヤングケアラーへの気づきを受け止める相談機関として、また、家族のケアに苦しさを感じている子ども本人が安心して相談できる先の一つとして認知されるように周知に努めてまいります。

○駒木委員 昨年、ヤングケアラーは喫緊の課題という認識をお伺いいたしました。

今年度は、子育て世帯訪問支援事業に取り組みましたが、新年度以降はどのような施策を展望されていますでしょうか、見解をお伺いします。

○向井子育て支援部長 ヤングケアラーの子どもにつきましては、普通は大人が行うような家事や家族のお世話を担うことで、友達と遊ぶことや部活動への参加、また、家庭勉強の時間を確保することが難しいなどの環境に置かれている状況です。また、定時に学校に登校することができなくなったり、場合によっては登校自体が負担になったりする子どももおり、子どもとして当然のように守られるべき権利が守られていない現状にあることは大変大きな課題だと認識しており、まずは周囲の様々な大人がそうしたことに気づくということも必要であると考えております。

こうした認識の一方で、ヤングケアラーの子どもに対する支援に当たっては、ヤングケアラー本人の自尊感情に配慮するほか、家族に自責の念を与えないような慎重なアプローチも必要であり、信頼関係を構築するための段階を踏みながらの継続的な関わりが求められているものと考えております。

現状、相談支援の現場では試行錯誤を繰り返している状況ではありますが、今年度の子育て世帯訪問支援事業の実施状況やその課題なども踏まえ、今後におきましても、ヤングケアラーとなっている子ども本人の思いや感情、支援に対するニーズなど、その実態をしっかりと把握しながら支援の方向性を整理し、相談体制の充実や当事者のニーズに即した具体的な支援施策を展開できるよう検討してまいります。

○駒木委員 ヤングケアラーの自尊感情に配慮するとの御答弁がありましたが、段階的な関わりや見守り体制を継続するといった関わりの中で見守りが本当に大事なところなのかなと思います。

実際に私も相談を受けていますが、相談に来てみたり、ちょっと離れてみたり、そういった繰り返しが見られております。でも、見守りのつながりは決して離さないというところが本当に大事になってくるからこそ社会問題にもなっていると思っています。

先ほどの調査の結果でもあったように、周囲の気づきがとても大事です。ヤングケアラーという言葉は知っているけども、一体どういう人を言うのか、また、相談先を知らないという人がまだすごく多いのは問題だなという課題認識を持っております。庁舎の1階でもそういったヤングケアラーのパネル展等々がありました、やっぱりヤングケアラーのことについて何かあれば相談できるのはここなんだよというところの周知を行政が主導して図っていただきたいなと思っております。

根気よくしていかなければならない事業だと私も感じておりますが、これまで以上に取組を推進されますことをお願い申し上げまして、私の質疑は以上で終わります。

○高橋紀博委員長 能登谷委員にお伺いいたしますけれども、時間が5時近くになっていますけども、質疑に入られますか。

○能登谷委員 13分あれば1本はやれるかなと思うんですけど、委員長の御意のままに。

○高橋紀博委員長 それでは、理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時49分

再開 午後4時51分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 図書館の職員体制について伺います。

時間ないようですので、さくさく行きたいと思います。

まず、図書館の予算の概要をお示ください。

○登野社会教育部次長 令和7年度の図書館に係る予算の概要についてですが、図書館の施設の維持管理及び会計年度任用職員の人件費等の運営に係る図書館管理費が3億1千199万2千円、図書館資料等の購入に係る図書資料整備費が4千326万9千円、読書活動の推進のための事業に係る図書館事業活動費が126万5千円、施設の修繕や設備機器の更新を行う図書館補修費が2千420万円となっております。

○能登谷委員 言わずもがななのでしょうが、改めて図書館の役割、図書館司書の役割についてもお聞かせください。

○登野社会教育部次長 図書館は、旭川市図書館条例において、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法に基づく図書館を設置するとしており、旭川市図書館運営方針の中では、図書館資料等と利用者を結びつけ、人が自ら心豊かな暮らしを営む社会をつくり、生きる力を育むことを支援し続けるため、文化的活動の支援、市民の生活が向上する支援、生涯にわたる自主的な学習の支援、子どもが生きていくために必要な力をつけることの支援、地域文化の継承と発展に寄与するの5つの支援をすると定めております。

また、図書館司書の役割については、図書館資料の選択や貸出し業務、レファレンス、読書案内などを行う専門的職員であると認識しております。

○能登谷委員 図書館の役割を実現する上で図書館司書の役割は欠かせないと思います。職員の安定雇用、継続雇用が不可欠ですが、旭川市図書館の施設及び職員数、司書の数と正規、非正規の別はどうなっているのか、資料もいただいておりますが、概要をお示ください。

○登野社会教育部次長 旭川市には、図書館が中央図書館のほか、末広、永山、東光、神楽の4つ

の地区館と公民館等の中にある10か所の分室がございます。

職員数としては、令和6年4月1日現在で、正職員26人、会計年度任用職員56人、合計82人おり、そのほかに、代替職員としての会計年度任用職員が30人ほどおります。

恒常的に在籍する82人のうち、司書は59人で、正職員が9人、会計年度任用職員が50人となっております。

○能登谷委員 旭川市の図書館司書の正規、非正規の割合と北海道平均、全国平均との比較はどうなっているか、伺います。

○登野社会教育部次長 旭川市における図書館司書の正規、非正規の割合は、正規15.3%、非正規84.7%となっております。

「日本の図書館 統計と名簿2023」によると、令和5年度の全国の図書館司書数は、正規職員は5千92名で、非常勤、臨時、委託・派遣職員の非正規職員は1万9千440人で、割合は、正規職員が20.8%、非正規職員が79.2%となっております。

また、北海道立図書館のホームページである北海道の図書館統計によると、令和5年度の北海道内の公立図書館の司書数は、正規職員は179人で、非常勤、臨時、委託・派遣職員の非正規職員は630人で、割合は、正規職員が22.1%、非正規職員が77.9%となっております。

○能登谷委員 旭川市の図書館司書の非正規の割合は84.7%であって、全道、全国から見ても非正規率が高いことが分かりました。

会計年度任用職員は、3年に一度、一斉公募されてきたと思いますが、旭川市の図書館司書について前回の2022年度末はどのように対応されたのか、伺います。

○登野社会教育部次長 令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まり、その当時から現在と同じ人数の56人を任用しております。

令和4年度末の公募までに、令和3年度に3人が自主退職し、新たに3人を任用したため、令和5年度の一斉公募の際には、令和3年度に採用した3人を除く対象者53人を募集し、既に退職を予定していた職員3人を除く50人が選考を経て、全員が改めて任用され、退職した3人分も別に任用したところでございます。

○能登谷委員 前回の2023年3月に全員解雇し、4月に全員を改めて任用したということです。大事な職種でありながら、3年に一度は首になる大変不安定な雇用環境だったと思います。

今は様々な職種で募集してもなかなか応募がないという雇用状況になっています。そういう中で、総務省が昨年6月28日に会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の改正について通知し、再度の任用を行う際、国は連続2回を限度とするよう努めるとしていた取扱いを廃止するとされました。

旭川市ではどのような対応になるのでしょうか。

○登野社会教育部次長 旭川市においても、今年度から公募によらない再度の任用の上限を特に定めない運用となることが人事課から通知されたところであります。

○能登谷委員 これまでどおりであれば、年度末に一斉解雇、一斉公募という不安定な状況でしたが、今回からは雇用環境を守ることができるようになったことは歓迎したいと思います。

図書館職員の任用に当たっては、図書館で培った知識と経験によって評価し、期限を切った雇用ではなく、公募によらない雇用更新が必要なのではないでしょうか。また、図書館の専門職員で

ある図書館司書の非正規率が高いことは、冒頭に伺った市民の教育と文化の発展に寄与する活動を安定して運営する上で今後の改善が求められると考えます。社会教育部の見解を伺います。

○佐藤社会教育部長 図書館で働いていただいております会計年度任用職員の司書の方につきましては、現在の図書館の運営に欠くことができない存在だと認識しております。一方で、新卒の方や異なる業種からの転職を目指す方々にも図書館が門戸を広げ、様々な人材を確保することも今後の図書館の運営を考えたときに必要なことだと考えております。

こうしたことから、公共図書館にふさわしい人材の確保のため、雇用の安定も考慮に入れながら会計年度任用職員の雇用について検討してまいります。

また、委員の御指摘のとおり、本市の図書館司書の職員の正規、非正規の割合についてですが、全国や北海道と比べても非正規の割合が高い状況にありますので、今後の図書館の運営を考えて、こういった状況がよいのかということも併せて検討する必要があると考えております。

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後5時00分